九月十六日（水曜日）

出席議員

一番	のぐち　けんたろう	十八番	たかはま　なおき
二番	吉村　美紀	十九番	金子　てるよし
三番	松平　雄一郎	二十番	市村　やすとし
五番	ほかり　吉紀	二十一番	田中　としかね
六番	依田　翼	二十二番	名取　顕一
七番	高山　かずひろ	二十三番	白石　英行
八番	石沢　のりゆき	二十四番	松丸　昌史
九番	千田　恵美子	二十五番	岡崎　義顕
十番	豪一	二十六番	上田　ゆきこ
十一番	浅川　のぼる	二十七番	品田　ひでこ
十二番	山田　ひろこ	二十八番	浅田　保雄
十三番	宮本　伸一	二十九番	海津　敦子
十四番	田中　香澄	三十番	高山　泰三
十五番	沢田　けいじ	三十一番	山本　一仁
十六番	小林　れい子	三十二番	板倉　美千代
十七番	宮崎　こうき	三十三番	関川　けさ子

欠席議員

四番	宮野　ゆみこ

欠員

三十四番

出席説明員

区長	成澤廣修	こども未来部長	多田栄一郎
副区長	加藤裕一	保健衛生部長兼文京保健所長	阿部敦子
副区長	新名幸男	都市計画部長	鵜沼秀之
教育長	丹羽恵玲奈	土木部長	小野光幸
企画政策部長	鈴木裕佳	資源環境部長	細矢剛史
総務部長	竹田弘一	施設管理部長	松永直樹
防災危機管理室長	榎戸研	会計管理者会計管理室長事務取扱	宇民清
区民部長	髙橋征博	教育推進部長	吉田雄大
アカデミー推進部長	塚隆史	監査事務局長	渡邊了
福祉部長兼福祉事務所長	矢島孝幸	総務課長	畑中貴史
地域包括ケア推進担当部長	瀬尾かおり		

事務局職員

事務局長	佐久間康一	議事調査主査	菅波節子
議事調査主査	杉山大樹	議事調査担当	宮川美帆
議事調査主査	窪田英二郎	議事調査担当	鍋由起子
議事調査主査	高橋裕美		

議事日程

日程　第一　一般質問

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし）　ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）　まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十六番　小林れい子　議員
二十五番　岡崎義顕　議員

を指名いたします。

○議長（市村やすとし）　これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔田中香澄議員「議長、十四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　十四番田中香澄議員。

〔田中香澄議員登壇〕

○田中香澄議員　公明党の田中香澄です。会派を代表し、一般質問をさせていただきます。

本日は特に財政、防災、福祉、教育を中心に質問いたします。どれも喫緊の課題です。区長、教育長、是非とも前向きで温かな御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、防災対策について伺います。

熊本地震を始め、各地の豪雨災害等により、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。早期復旧へ、現場の要望に迅速に対応するため、公明党は発災以来、被災者の声を聞き、要望の実現に、総力を挙げてまいりました。

本区においても、非常食を始め、物資の支援や、職員を熊本市と八代市に派遣するなど、被災地支援に取り組んでおり、感謝申し上げます。災害義援金の受付は十二月二十八日まで行っておりますので、多くの区民の皆様に御協力いただけたら幸いです。

さて、近年の災害では、避難所や福祉施設における、洗濯、入浴、排せつの衛生管理や、トイレカーの迅速な配備など、水と衛生対策の重要性が、改めて浮き彫りとなりました。

特に、断水が長期化し、猛暑が重なった現場では、苛酷な暑さと水不足が多くの被災者を苦しめました。

災害時の、命と尊厳を守るためには、避難所における生活用水の確保や、いわゆるT・K・B・B（トイレ・キッチン・ベッド・バス）、これらを始めとする、衛生環境の整備が欠かせません。そこで伺います。

本区の避難所において、断水時には、どのような運営、対応を想定しているのでしょうか。生活用水の確保や、トイレ、衛生環境の向上に向けた、現在の備蓄状況と、具体的な取組について、区の見解を伺います。

あわせて、避難所の定員には限りがあります。一方で、誰もが安心して過ごすためには在宅避難の推進も不可欠ですが、そのためには、家庭内での備えの周知や支援など、なお多くの課題があります。

避難所の収容力不足を補い、在宅避難を実効性あるものにするために、今後、区として、どのように取り組んでいくのか、併せて伺います。

今回発災した、千葉や富山等では、線状降水帯の発生により、浸水が急速に進み、避難行動に対する判断が、迅速に求められました。

区民一人一人の逃げ遅れを防ぐためにも、平時からの具体的な避難行動計画の策定が、不可欠であると改めて痛感いたしました。

そこで、各個人が、各家庭が、町会が、マンションが、避難行動計画、マイ・タイムラインを作成し、事前に決めておくことが大切だと感じました。

先般、我が会派で視察をした先進自治体の愛媛県松山市では、松山逃げ遅れゼロプロジェクトと銘打ち、一人も逃げ遅れを出さないという高い熱量で取り組んでおりました。阪神・淡路大震災があった平成

七年を契機に、自主防災組織の結成率一〇〇％を達成。四十一地区、各二名ずつ防災士がおり八十二名で構成。その組織を中心とし、訓練研修の年間回数は何と三千八百回。小学校から大学生まで発達段階に応じたマイ・タイムラインの授業を展開していました。

誰が・いつ・どう動くかを、事前に時系列で可視化することで、何を備えるべきかという、備蓄品の最適化につながるのと同時に、災害発生時に、慌てることなく、命を守る行動を、取ることができ、極めて実効性の高い備えになると考えます。

本区においても、防災リーダー等の育成、連携強化を図るとともに、学校教育や町会・自治会単位、企業にも協力を呼び掛けワークショップを実施するなど、区民が実践的にマイ・タイムラインを作成、活用できる支援体制を、強力に推進すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、令和七年度決算と令和九年度の予算編成方針について伺います。

本区の経常収支比率は八三・六％と、特別区平均七六・五％を大きく超えて、二十三区中最も財政に余力のない状況にあります。人件費の七年連続増加や、物価高に伴う物件費増が要因とされますが、区は、この状況を、どのように受け止めているのでしょうか。

今後、新しい施策や、突発的な財政需要に対応できる柔軟性を、いかに確保するのか、具体的な財政健全化方針を伺います。

実質収支比率が前年の順位から下がりました。執行率改善の一方で、交付金の見込み、下振れや事業実施時期の変更、例えば、翌年度への繰越しやずれ込み等が挙げられておりますが、その精査状況と、次年度以降の影響をどう分析しているのかも伺います。

また、歳出の伸びが、歳入の伸びを上回る中で、今後の財政調整基金の取崩し方針や残高維持の見通しをどのように描いているのかも、伺います。

投資的経費が前年比九二・七％増の三百四十八億円余りとなり、中でも大塚四丁目土地取得経費約百四十二・五億円増が突出しています。特別区財政調整交付金での算定増もあるとはいえ、多額の一般財源も投じられております。この大規模投資が今後の区民の福祉向上や、地域防災、公共施設再編にどのように寄与するのか、具体的な整備、活用スケジュールと、将来負担の見通しを伺います。

人件費が七年連続で増加（前年度比プラス六・二％）し、児童手当の制度改正等に伴う扶助費も一〇・八％増、さらに内部情報システム経費の増等により、物件費も一二・五％増となっています。

社会状況や制度改正に伴う不可避な側面はあるものの、業務のＤＸ推進や民間委託の見直し等により、管理コストの効率化をどのように進めていくのかも伺いたいと思います。

令和九年度の予算編成方針では、「強靭で引き締まった財政運営への転換」と言及されている点から、今後の財政運営については、これまでの予算の組み方を具体的にどう改め、いかに筋肉質な財政へと変えていくのか、区の見解を伺います。

今こそ、単なる単年度の収支改善にとどまらず、徹底した事業見直し、スクラップ・アンド・ビルドとＥＢＰＭ、客観的根拠に基づく政策形成を断行し、将来世代に過度な負担を残さない、強靭な財政基盤を確立すべきと考えますが、この点について、どのような見解か伺います。

物価高騰と大型投資が重なる厳しい環境下において、本区が持続可能な住民サービスと、将来のまちづくりを両立させるため、今後の予算編成や財政運営、そして公共施設、用地マネジメントに、どのよう

な基本姿勢と決意を持って取り組んでいくのか、区長の明快な御見解を伺います。

次に、育児休業取得に伴う、育成室の一律退所ルールの見直しについて伺います。

先日、主要百九自治体の約六割において、第二子以降の出産に伴い、保護者が育児休業を取得した場合、上の子が学童を退所させられる運用となっている実態が、新聞に報じられました。

本区における運用を確認したところ、同様に保護者の育児休業中は、育成室の利用対象外とされ、いまだ退所を余儀なくされる運用となっています。

これまでも現場の保護者から「赤ちゃんの育児と上の子の放課後ケアの両立に限界がある」、「子どもの生活環境や居場所を奪いたくない」といった切実な声が寄せられておりましたが、規則だからという理由で見直されることはありませんでした。

一方で、こども家庭庁では育児休業中であっても利用することが可能との見解を示しており、なぜ本区は今まで一律退所ルールが継続されてきたのかと指摘される方もおりました。

私は、本区において育成室の待機児童が解消されていない点や定員枠のひっ迫といった課題があることも、理解をしております。しかし、今日まで親の就業形態の変化によって、子どもの放課後の居場所が一律に奪われていましたので、もっと早く改善するべきだったのではないかと思わざるを得ません。早急に見直すべきです。区の見解を伺います。

次に、不登校支援について伺います。

初めに、校内居場所について伺います。

校内居場所は毎日開設することで、教室には入れないが、ここなら通える、そして徐々に学校やクラスメートともつながりが持て、再び教室に入れるようになったなど、子どもと保護者に笑顔が見られたとの報告も聞かれました。残りの学校の設置について、進捗を伺います。

また、学校ごとの運用や支援バランスに差が生じないよう、質の向上にも取り組んでほしいです。また、ｒｏｏｍ‐Ｋだけでなくオンライン学習を拡充してほしいですが、教育長の見解を伺います。

次に、ふれあい教室の一、二年生の受入れについて伺います。

以前、ふれあい教室の一、二年生の児童の受入れを求めた際は、様子を見ることも大事ではないかと、入室は、かないませんでした。しかし、先日、公明党文京区議団と子育て中の保護者との意見交換会で、再び、ふれあい教室を希望している一年生の御家庭がいる、是非受け入れてほしいとの声を伺いました。子どもの学びや居場所の確保につながるよう、受入れが必要と考えます。教育長の見解を伺います。

次に、校内分教室、チャレンジクラスの導入について伺います。

チャレンジクラスとは、中学校の校内に設置される不登校傾向にある生徒を対象とした特設の学びの場です。予算審査特別委員会でも要望し前向きに検討すると答弁をいただいたところです。導入時期は決まったでしょうか。進捗状況を伺います。

次に、フリースクール等の利用料助成の導入についても伺います。

フリースクール等に通う家庭への経済的負担軽減については、これまでも継続して訴えてまいりました。児童・生徒が、それぞれの特性に合った居場所を、選びやすくすることは、社会的な自立への一歩を踏み出す大切な支援だと考えています。しかし、今は、本区の利用料助成はありません。都の助成金二万円では足りず、通学を躊躇（ちゅうちょ）する家庭は少なくありません。他の自治体によりますと、月額二万円を実施している区が港区、荒川区、品川区、板橋区、足立区

と伺いました。本区も同程度の支援金制度を、スタートさせるべきと考えます。教育長の見解を伺います。

次に、学校現場におけるカスタマーハラスメント対策についても伺います。

現在、全国的にも深刻な課題となっている、教員不足を解消し、学校現場の魅力を高め、意欲ある優れた人材に教職を担っていただきたい、このように切に要望するものです。そのための働き方改革、環境整備が急務です。

しかしながら、教育現場から、過重な業務負担や部活動指導に加え、いわゆるカスタマーハラスメントに該当するような保護者等からの理不尽で過剰な要求への対応に、心も体も悲鳴を上げている教員がいるという、切実な声が私たち公明党文京区議団にも寄せられました。

文部科学省が実施した調査によれば、回答のあった学校の約四割が過剰不当な要求を受けた経験があり、対応した教員の九割以上が負担を感じたと回答しております。こうした事態を受け、文部科学省ではガイドラインをまとめ、教育委員会へ通知する方針を示しました。

この手引では、保護者や地域住民は、児童・生徒の成長を支える大切なパートナーであり、真摯な対応が基本であると、示される一方、児童・生徒や教職員を守るため社会通念上、許容される範囲を超えた言動には毅然とした対応が必要であると明記されています。

具体的には教職員に一人で対応させず、組織で対応すること、要求が繰り返される場合の面談時間の制限や退出、通話終了のルールと事前の断りを入れた上でのやり取りの録音、さらに弁護士、スクールロイヤーへの相談体制の強化などが示されています。学校が毅然と対応できる指針が国から示されたことは、現場の教職員を守る上での大きな一歩であると期待をしております。

教職員を孤立させない、対応マニュアルの整備や、客観的記録のルール化、弁護士、専門人材、スクールロイヤー等の更なる活用など、教職員が安心して子どもたちと向き合えるための実効性ある対策を、今後、どのように講じていくのか、教育長の見解を伺います。

次に、医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスの整備について伺います。

小学校三年生の十三トリソミーという、染色体疾患で、胃ろうと常時酸素を投与している、Ｙ君と御家族の事例です。

御家族は、文京区内における放課後等デイサービスの不足に伴い、医療的ケア児支援ルームひまわりが開設されると聞いたとき、大変ありがたく、期待していると喜ばれておりました。

しかし、現在の運用実態では、利用者が望むニーズとの間に、大きな乖離（かいり）が生じていると感じています。

区の助成を受けて運営されている施設として、必要な子どもがより多く利用できるように運用改善を図っていただきたいと強く要望いたします。

Ｙ君も利用を検討していましたが、体験利用をする前に医療的ケアの内容により受入れが難しいとの回答があったそうです。

Ｙ君は、医師の指導の下、安全確保の手順を共有することで、他の区のデイサービスを利用できております。

ちなみに、荒川区では、看護師二、三名、作業療法士一名、ヘルパー二名から四名で児童七名、呼吸器児童も受け入れております。他にも江戸川区が受け入れています。

他施設の見学や講習などを取り入れていただいて、現場スタッフの安心感を高める対策を講じていただきたいです。区の見解を伺います。

また、利用対象が小学校三年生までと制限されていることが、継続

的な支援を求める保護者にとって、大きな壁となっています。高学年になっても安心して過ごせる居場所の確保に向け、年齢制限の撤廃を検討していただきたいです。区の見解を伺います。

次に、重度障がい児の実態に即した補装具費の支給とガイドラインの見直しについて伺います。

障害のある方が地域で尊厳を持って暮らし、社会生活を果たすためには、日々の移動手段の確保が必要不可欠です。

国の補装具費支給制度や運用ガイドラインが生活実態に追い付いていないという切実な声を伺いました。私たちに届いた、脳由来の左半身に障害がある十七歳のお子さんを育てているＡさん御家族の事例です。

区内在住のＡさんが住む地域は、とにかく坂道が多く、体重が三十キログラムを超えた、小学校高学年頃から車椅子を押して坂を上るのが、非常に大きな負担となっていました。

かつてＡさんが、電動自転車と同じように電動車椅子を使えたらいいなと思い調べてみたところ、自費で購入するには、余りにも高額で断念せざるを得ませんでした。

一方で、介護保険であれば、自走用と介助用の両方のコントローラーが付いたタイプが、月額数千円でレンタルできるシステムがあるということを知りました。

当時、自分で操作する自走用電動車椅子は娘には難しいと考えていたため、介助用電動車椅子を申請できないか、あるいは介護保険のようなレンタルの補助制度はないのだろうかと、文京区に相談をしたそうです。

しかし、返ってきた答えは「障がい児の場合は買取りが原則でレンタル制度はない」、そして「介助用電動車椅子については体重が百二十キログラムぐらいを超えるような方への実績しかなく一般的な体重の方に出すのは難しい」という返答だったそうです。

そんな中、Ａさんが直接、私たちに介助用電動車椅子の必要性を教えてくれました。今から二年前のことです。

その後、私たち公明党文京区議団は、Ａさんが住んでいる近隣の急な坂道に赴き、四十キログラムを超えた娘さんの車椅子を押させていただきました。Ａさん御家族の御苦労は分かっていたつもりでしたが、想像以上の大変さに絶句するばかりでした。

今年三月の予算審査特別委員会では改めて、介助者目線に立った特例補装具の必要性を訴えました。答弁では、特例補装具はそもそも、本人の体の機能を補うためのものとする今のガイドラインにのっとった答弁でした。

このガイドラインの見直しがなされない限り、そもそも、電動車椅子が使えない障がい者は申請さえもできません。それが今の制度です。介助を必要とする重度障がい者の視点が、制度設計からすっぽり抜け落ちている、私が一番看過できない点で、今すぐ改善すべきと考えています。

しかし、この理不尽な状況にも負けず、Ａさん親子が立派だなあと感心するのは、娘さんが訓練を積み重ね、何と自走用電動車椅子が操作できるようになったことです。

結果、本人が電動車椅子を操作できるとした上で、場面場面での介助の必要性は認められ、介助用コントローラーの申請も通ることとなりました。

余談ですが、電動車椅子で、音羽中学校の運動場の坂の辺りまで来たとき、消防団操法大会の看板が見えたそうです。手押しの車椅子でしたら到底上れませんでしたが、電動なら行けるかもしれないと、そ

の坂を上ってみたそうです。すると、すいすい上れ、訓練の様子を見ることができたそうです。消防団の方が、地域の安全のために、こうして訓練をしてくださっているのだ、そういうことを初めて知ったそうです。電動車椅子が、私たちにこうした景色を見せてくれましたと、感激して私に話してくれました。

全介助を必要とする障がい者の存在を見ずに、本人が一人で操作できるか否かという基準のみに縛られて、支給を制限することは、重度障がい者の外出の権利を奪っている、そう断ぜざるを得ません。

その上で二点伺います。

一つは、本人の自走のみを前提とした特例補装具等のガイドラインを見直し、常時介助が必要な重度障がい児・者の生活実態や介助者の過剰負担を正当に評価して、介助用電動車椅子や両用コントローラーの支給が柔軟に認められるよう、国、都に対して強く要請していただきたいのですが、区の見解を伺います。

二つ目、国の制度の改定を待つ間にも、坂道が多い本区の地域特性を踏まえ、区の裁量による特例支給の柔軟な適用や、自費購入、レンタル費用の助成など、障がい児・者とその家族の移動権を守る独自支援を講じるべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、日常生活用具給付事業における物価高騰に伴う基準額の改定について伺います。

入浴補助用具であるシャワーチェアを申請した際、区の基準額は九万円と設定されており、現行で収まる製品は、床に近い極めて低いタイプが中心で、成長した子どもを介助する際には、介助者が腰を深くかがめ続けなければなりません。そのため、腰痛や身体的負担を強いられてしまうとの悲痛の声が届きました。

さらに、耐用年数が八年と、長期間に及ぶことから、将来の成長を見据えて、大人対応の適切な製品を選んだところ、何と価格は二十二万円に達したと伺い、驚きました。

日常生活用具の給付では、基準額までは原則一割負担ですが、基準額を超過した分は全額自己負担となります。結果として、この御家庭はやむを得ず多額の超過分を自費で支払うこととなりました。他区においては実態に合わせて全額補助された事例もあると伺っており、自治体間の格差も生じています。

何より、八年以上前の設定価格が据え置かれたままで、近年の急激な物価高騰の上昇に、対応できておりません。

適切な介助を行うための製品を選ぶと、基準額を大幅に超えてしまい、障がい児・者の家庭に、重い経済的負担がのしかかっています。入浴補助用具を始めとする、日常生活用具の各品目について、長年据え置かれている基準額を昨今の実態に合わせて、速やかに見直すべきと考えますが、区の認識と今後の対応について伺います。

最後に、アピアランスケア支援について伺います。

文京区がん患者ウィッグ購入等費用助成事業が、公明党文京区議団の要望どおり、令和八年度から、対象者の拡大とともに、助成対象品目も増え、がん患者等アピアランスケア支援事業と生まれ変わりました。

新たに、がん等の治療や、傷病による脱毛症の方には、ウィッグや帽子、リンパ浮腫の方には医療用弾性着衣など、助成されることになりました。

脱毛症の方からは早速、申請があったと伺いましたが、この間の実績について教えてください。必要な方に届いたことが本当にうれしいです。関係者の皆様に感謝申し上げます。

ただ、乳がんを経験した私のように一、二年で、ウィッグを卒業す

る人と、リンパ浮腫や脱毛症のように治療が長く続く方が同じ、生涯二回という運用は、拡充するなどの見直しを要望いたします。

子宮がんに伴うリンパ節切除により、術後、リンパ浮腫のリスクがあったCさんは、悪化を予防するため、リンパの流れが滞ることがないよう、また、余分な水分や老廃物が足の皮下にたまって、慢性的に腫れないように、医師の指示により、ストッキングの着用が必要不可欠でした。

この治療をしなければ、象の足のようになり、関節も曲がらず、靴も履けなくなります。

〔田中香澄議員パネルを提示〕

こちらのパネルを見ていただきたいのですが、これが治療前のリンパ浮腫の方の足です。弾性着衣を装着して治療すると、左右差はまだあるのですが、このように治療の効果を見ることができます。Cさんは、この治療は一生続きますと言われておりました。

その医療用弾性ストッキングを、初めて購入したときは、高額で驚いたそうです。それだけでなく、自分の足の形に合わないと痛くなったり、ずれてしまったりするので、オーダーメードを選ばざるを得ず、費用は六万円くらいになりました。

しかも、洗い替えが必要ですので、更に費用がかさみ、経済的な負担を感じられておりました。

こうした状況を鑑み、治療の状況により生涯二回と一律にするのではなく、治療期間を考慮して助成回数を増やすなど、今後、見直しを検討していただきたいのですが、区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　田中香澄議員の御質問にお答えします。

最初に、防災対策に関する御質問にお答えします。

まず、避難所における断水時の対応等についてのお尋ねですが、避難所における衛生環境の向上は、被災者の心身の健康を維持する上で重要であり、避難生活の質に直結するため、区としても対策の充実に努めているところです。

断水時における生活用水については、区立公園等に設置している貯水槽や防災井戸の活用を想定しております。

トイレについては、水を使用しない携帯トイレや簡易トイレを活用することとしており、断水時においても、避難者の衛生環境を維持するため、想定する避難者数三日分の携帯トイレを各避難所に備蓄しております。

食事環境については、昨年度、各避難所へ炊き出し釜を追加配備するとともに、キッチンカーによる炊き出し等に関する協定を締結し、温かい食事の提供を可能としています。

さらに、災害用シャワーについては、発災時に避難所等での活用を想定し、一つのユニットに二つのシャワー室を配置した仕様のものを四台備えております。

今後とも、避難者の命と尊厳を守る観点から、生活用水の確保や衛生環境の整備に必要な資器材の充実に努めるとともに、避難者の生活環境の向上に取り組んでまいります。

次に、在宅避難の推進についてのお尋ねですが、区では、これまでも、在宅避難を推進するため、家具の転倒防止や家庭での備蓄の促進等、普及啓発に努めてまいりました。

今後は、在宅避難者の情報収集や支援の在り方について、東京都避難者生活支援指針に基づいた、より実効性の高い仕組みを構築する必要があるものと認識しております。

そのため、在宅避難の継続的な周知啓発と並行して、避難所を拠点とした在宅避難者に対する支援について、本年度改訂する避難所運営ガイドラインに反映してまいります。

また、避難所以外の支援拠点の構築についても、地域の特性を踏まえながら、課題を整理してまいります。

次に、風水害発生時のマイ・タイムラインについてのお尋ねですが、風水害発生時には、区民一人一人が適切な避難行動を取ることが重要と認識しております。

都において、東京マイ・タイムラインを作成し、児童・生徒等に定期的に配付しているほか、区においても、防災講話や区ホームページで同タイムラインを案内しており、ハザードマップ等の配布と併せて、風水害発生時の避難における必要な知識の習得と避難行動の重要性について啓発しているところです。

町会・自治会単位等の地域におけるマイ・タイムラインの作成に関しては、防災アドバイザー派遣事業の活用や防災講話等の機会を通じて、支援してまいります。

次に、令和七年度決算と令和九年度予算編成方針に関する御質問にお答えします。

まず、経常収支比率についてのお尋ねですが、七年度決算においては、歳入の増加を上回る規模で歳出が増加しているため、経常的経費の増加傾向に注視しつつ、財政運営の弾力性を維持することが重要と認識しております。

また、新規施策等の財政需要に対しては、これまでも基金の活用等により柔軟に対応しておりますが、健全で持続可能な財政運営を行うためには、職員一人一人が財政運営の担い手として高い意識を持つことが肝要となります。

こうした認識の下、九年度予算編成方針においては、限られた経営資源の最適配分に関する考え方とともに、スクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な取組を示しており、全庁的に健全で持続可能な財政運営の取組を推進してまいります。

次に、実質収支比率についてのお尋ねですが、令和七年度決算において実質収支比率が改善した要因の一つとして、歳入のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と特別区交付金が予算編成時の見込みを下回ったことが挙げられます。

地方創生臨時交付金については、七年度の補正予算に基づき繰り越しており、本年度既に歳入しているところです。

また、特別区交付金については、取得時期が変更となった本駒込二丁目国有地等について、本年度の申請手続を進め、財源の確保に努めてまいります。

次に、財政調整基金についてのお尋ねですが、近年の総基金残高の緩やかな減少傾向は、今後の財政運営における課題と捉えており、基金残高を一定確保していくことが必要であると考えております。

そのため、国庫支出金や都支出金等の財源確保に努めるとともに、施設改修経費の平準化や、各事業の不断の見直しにより、歳入と歳出のバランスを考慮した予算編成が重要と認識しております。

また、本区においては災害対策等に備えた基金を設置していないため、大規模災害や感染症対応など不測の事態が発生した場合には、財政調整基金を財源として機動的に対応する必要があると考えております。

今後とも、毎年度の予算編成において必要な金額を取り崩して活用しつつ、「文の京」総合戦略でお示しする約二百億円の年度末残高を維持できるよう努めてまいります。

次に、投資的経費についてのお尋ねですが、近年の大規模な投資は、公共施設等総合管理計画に基づく施設整備や、学校改築に伴う重要課題を解決するためのものであり、今後の区民サービス向上や地域防災に大きく寄与し、本区の魅力をより一層高めるものと認識しております。

引き続き、公共施設の整備に当たっては、区民の理解が得られるよう、限られた財源を有効に活用しながら、中長期的な視点で計画的に進めてまいります。

なお、将来負担額については、次期「文の京」総合戦略における財政見通しの中でお示ししてまいります。

次に、今後の予算編成等についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、健全で持続可能な財政運営は、職員一人一人が財政運営の担い手として高い意識を持つことが重要であるため、令和九年度予算編成方針において、スクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な取組を示したところです。引き続き、根拠に基づく政策形成や各部の主体的、自律的な予算編成を一層推進し、限られた経営資源を最適配分することにより、後年度に過度な負担を生じない持続可能な財政運営を目指してまいります。

また、公共施設のマネジメントにおいては、限られた財源を有効に活用しながら、公共施設を計画的に維持管理し、運営していくことが重要であり、用地施策についても、喫緊の行政課題や将来の行政需要の変化を見据えながら、庁内横断的な視点で戦略的に取り組むことが必要と考えております。

今後とも、真に必要な財政需要を見極め、確実に対応してまいります。

次に、医療的ケア児支援ルームについての御質問にお答えします。

本事業の開始に当たっては、病院や医療的ケア児を受け入れている事業所での見学、研修、実習等を行い、従事する職員の医療的ケアに関する知識や手技の習得を図りました。

また、本事業を運営する事業者とは、医療的ケアの種類や年齢など対象者の拡大に向け、協議を行っているところです。

本事業が区民ニーズに応えられる事業となるよう、引き続き、事業者と協議を行ってまいります。

次に、障害者・児の補装具についての御質問にお答えします。

補装具の基準は、国が定めており、現行の制度は、身体障害のある方や難病の方が日常生活や就学、就労などのために、身体機能を補完又は代替する用具として製作されています。

そのため、介護者の事情などによる特例補装具は、様々な個別事情を勘案し、慎重に支給の可否を決定しております。

国の補装具の基準を補完する区独自の制度を創設する考えはございませんが、補装具の制度の在り方については、これまでも国や都と意見交換を行ってきているところであり、引き続き、機会を捉え、区の意見を伝えてまいります。

次に、障害者・児の日常生活用具についての御質問にお答えします。

基準額については、昨今の物価高騰の動向等を踏まえ、昨年度、ストマ用装具及び紙おむつ等について引き上げました。

また、新たな品目の追加や基準額についても、日頃より他自治体と情報交換を行っているところです。

今後とも、物価の動向や他自治体の給付状況等を注視しながら、日

常生活用具の品目や基準額について検討してまいります。

最後に、がん患者等のアピアランスケア支援事業についての御質問にお答えします。

助成実績については、がん患者のみを対象としていた昨年度は百八十七件、事業を拡充した本年度は、八月末までに九十件となっております。

本年度実績のうち、新たに対象としたがん以外の傷病では、脱毛症の方に四件、新たな対象品目では頭皮冷却用キャップに一件の助成を行いました。

助成回数の見直しについては、本年度は対象範囲を拡大した初年度であることや、都の補助事業を活用して実施していることから、現時点において、直ちに変更することは考えておりませんが、今後の利用実績等も踏まえ、適切な支援の在り方について検討してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。

初めに、大塚四丁目仮校舎の整備、活用スケジュールについてのお尋ねですが、昨年度お示しした大塚四丁目仮校舎整備方針では、令和十二年度中に供用開始予定としており、今年度より仮校舎の基本設計及び既存建物の解体実施設計に着手し、具体的な整備スケジュールについて検討を進めているところです。

また、最初に小日向台町小学校等の改築工事を行う際に活用する旨をお示ししておりますが、その後の学校改築への活用予定については、各校の築年数や施設の老朽化の程度等を総合的に勘案し、今後検討してまいります。

次に、育児休業取得に伴う育成室の退所ルールの見直しについてのお尋ねですが、現在、育成室におきましては、保護者の就労等を利用要件としているため、育児休業を取得した場合は原則として退室していただく運用としております。

乳幼児の育児をしながら、きょうだいの放課後ケアを担う保護者の負担等については、認識しているところです。

教育委員会といたしましては、この度の国の見解や東京都からの通知を受け、保育が必要な児童受入れ枠の確保と運用ルールの見直しについて早急に取り組んでまいります。

今後とも、子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくりと、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境整備に努めてまいります。

次に、不登校児童・生徒への対応についてのお尋ねですが、校内居場所については、引き続き各学校の児童の状況、設置環境等を踏まえ、希望する学校へ随時配置を進めてまいります。

校内居場所の運用については、各学校が実態に応じて適切に対応することに加え、教育センターにおいて指導員同士の情報共有や研修の充実により支援の質の向上に努めてまいります。

校内居場所におけるオンライン学習については、一人一台端末を活用し、教室と居場所をつないだ授業の配信や学習アプリの活用など、児童・生徒の状況に応じた学びの機会の確保のための取組を進めてまいります。

児童・生徒一人一人の状況は異なることから、今後も安心して過ごし、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

次に、教育支援センター“ふれあい教室”の対象学年についてのお

尋ねですが、小学校低学年の児童は、登校できない要因が多様であり、また、学校生活を十分な期間送っていないことから、発達段階や個々の特性、家庭や学校での状況など、その背景を丁寧に把握し、見極めながら対応していくことが重要です。

そのため、小学校低学年の児童については、まず、学校においてスクールカウンセラーや校内居場所対応指導員等を活用しながら、一人一人の状況に応じた支援を行ってまいります。

ふれあい教室での小学校低学年の児童の受入れについては、児童の状況を総合的に判断し、児童の思いや保護者の意向などを踏まえ、検討してまいります。

次に、チャレンジクラスの導入についてのお尋ねですが、他自治体の取組を視察し、チャレンジクラスの施設環境や教育課程の編成等について検討を進めております。

今後は、これらの検討内容を踏まえながら、設置校の選定や東京都への申請など、チャレンジクラスの設置に向けた準備を進めてまいります。

次に、フリースクール等の利用助成についてのお尋ねですが、国が示すＣＯＣＯＬＯプランにおいて、不登校児童・生徒の学びの機会の確保や社会的自立に向けた支援の重要性が示されており、学校以外の安心できる居場所の一つとしてフリースクール等の役割は重要であると認識しております。

一方で、フリースクールの利用に当たっては、保護者への一定の経済的負担が生じていることも承知しております。

経済的な理由により子どもたちの学びの機会や居場所が損なわれることがないよう、他自治体における助成制度の運用状況や対象施設の要件なども参考にしながら、今後、必要な支援について検討を進めてまいります。

最後に、児童・生徒のために、学校と、保護者や地域のより良好な関係をつくるための環境整備についてのお尋ねですが、教育現場において教職員が一人で悩みを抱え込まず、組織として適切に対応できる体制を構築することは、教育活動の安定及び教職員の心身の健康を維持する上で極めて重要であると認識しております。

保護者等からの過度な要望や解決困難な課題については、個々の教職員の過剰な負担とならないよう、組織として支援体制を確立することが求められております。

これまでも各学校においては、管理職が先頭に立って組織的な対応を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用してまいりました。

また、本区では、相談に対する指導助言ができるスクールロイヤーを一校に一人割り当てており、学校だけでは対応が困難な事案の解決を図ってまいりました。

今後、専門職、関係機関への引継ぎ手順や複数人対応ルール、教職員のメンタルヘルスケアなどを明確に定めたマニュアルの整備を進めてまいります。

こうした取組により、教職員が安心して教育活動に専念できる実効性のある対策を推進してまいります。

〔田中香澄議員「議長、十四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　十四番田中香澄議員。

○田中香澄議員　自席からの発言をお許しください。

区長、教育長、御丁寧な答弁をありがとうございました。

困難を抱えている方の、特に障害者の御家族の声を中心に訴えをさせていただきました。国や都に関わる制度変更は簡単でないというこ

とは重々承知でありながら、それでもなお御苦労の多い障がい児・者の御家族の声を改めて取り上げさせていただきました。御答弁の中には、引き続き寄り添って御相談に当たってくださると感じ取ることができましたので、心強く思っております。

他の項目については、同僚議員とともに議論を深めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後三時再開

○議長（市村やすとし）　これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔宮崎こうき議員「議長、十七番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　十七番宮崎こうき議員。

〔宮崎こうき議員登壇〕

○宮崎こうき議員　令和八年九月定例議会において、文京区議会日本維新の会を代表して私、宮崎こうきが、区長、教育長に一般質問をいたします。明快な御答弁をお願いいたします。

初めに、関口地域の水害対策について伺います。

令和八年七月二十八日、熊本県地方で発生し震度七を観測した令和八年熊本地震、先月の八月十三日から十四日にかけては千葉県内で線状降水帯が相次いで発生した豪雨により大規模な冠水や家屋の床上・床下浸水が発生、私ども日本維新の会東京総支部である東京維新の会としても被災された住民の皆様の早期の復興、生活基盤の立て直しのために使っていただけるよう義援金として、被災された熊本県と千葉県にそれぞれ一千万円の身を切る改革としての寄付を実施いたしました。

また、八月下旬には北陸地方の富山県、石川県での記録的豪雨により、河川氾濫や市街地の浸水、土砂崩壊被害が相次ぐという水害による被害が広い地域で確認されました。被害に遭われた地域の方々の安全と、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

私の周りでも、七月の熊本での地震や先月の各地での記録的豪雨から災害に対しての意識が高まっており、マンションの理事会等でも防災に関しての話題が以前より上がるようになるなど変化が見られております。

特に私の住む関口一丁目の地域は水害時の状況によっては避難所案内に関して区の他の地域と異なる点もあり、水害土砂災害時の大雨等により神田川を越えて避難所に行くことが危険な場合など、文京区の避難所ではなく、新宿区の榎町地域センター、牛込第一中学校、牛込第二中学校などの区外の避難所を案内される場合もあることから、文京区側と新宿区側での連携も重要になってくることかと思いますが、水害時に関口地域の方が新宿区の避難所を案内される状態になったときの対応などを含め、文京区側と新宿区側の避難所に関する協議等は今現在どのような状況になっており、どのくらいの頻度で行われているのか。また、今後はどのように進めていくのか。お考えがあればお聞かせください。

続けて、区の交通安全について伺います。

令和八年四月より道路交通法が改正、施行され、自転車の交通違反に反則金を科す青切符が導入されました。この改正の背景には、コロナ禍からコロナ禍後における自転車利用者の増加、それに伴う自転車

事故件数の増加が大きく影響しているのかと思います。私自身も朝のスクールガード活動の際に自転車の動きには注視している中で、以前に比べ自転車利用者の方の運転速度などの意識の変化は感じているところではございますが、自転車が車道を走る際の安全性の整備、一般車両による路肩駐車、停車との折り合い、自転車利用する方の道路交通法に対する理解度など、今回の改正に対し道路に関してのハード面、システム面、自転車利用者へのルール徹底、周知などの様々な課題には今後も対応していく必要性を感じております。

実際に道路交通法が改正された令和八年四月以降から、文京区内での自転車事故による負傷者数の推移に改善は見られてきているのでしょうか。お答えください。

また、自転車を利用する方は車道を走ることを基本とした基準になっていると思いますが、車道における信号の見方などは自動車教習所で習うことが多いと思います。

そう考えると、自動車教習所に行ったことがない方や原動付自転車の免許が取得できる十六歳に満たない方も自動車教習所に行く機会がまずないと思うので、そのような方々は車道での信号の見方、右折する際の二段階右折などを習う機会はいつ、どこになるのでしょうか。その点についての現状と区のお考えをお聞かせください。

続けて、国際バカロレア機構と連携した教員研修について伺います。

令和七年七月三十一日から開始された国際バカロレア機構と連携した教員研修についてですが、今後の文京区の幼稚園、小・中学生のグローバルな視点向上にも国際バカロレア機構の教育システムの導入は大きな前進かと考えております。世界的に認められております国際バカロレア機構のＩＢプログラムとしましても、ＩＢ認定校ではない区立幼稚園や公立校の教員への研修の導入という点においては世界初の試みということもあり、区として苦労も多いかと思います。成果の獲得と同時に新たな課題なども今後は出てくることもあるかと思いますが、教育に関してこれまでの文の京としての実績と信頼が生み出した他の区ではできない研修であることからも、今後ともこの研修で得た経験を文京区の今後の教育に生かせていただけるように、この取組に関しましては推進していただきたいと思います。

令和七年度の研修に関しましては、教員、管理職合わせて五十名が九回の研修を受講したと伺っております。

研修内容も、ファシリテーターが設置され国際バカロレア側が用意されたワークシートなどを活用し、受講した方の今までの教育現場での実践を振り返り見直し考えたりする、非常に内容のある能動的な研修とも聞いております。

研修を受けたことにより、受講された教員の方々自身の指導を改めて見直すきっかけや新しい発見につなげていただければと思いますし、この研修を受け得た知識や経験などを今後の区の教育指導力の向上につなげていただきたいとも思いますが、令和七年度の研修を通して、その中で得られた結果、成果について、研修を受けた教員、管理職の声などはどのようなものがあったのか、お聞かせください。

また、区としては、令和七年度の研修で得られた結果、成果、今後行われる令和八年度の研修で得られる成果を、文京区の今後の教育にどのように生かしていこうかと考えておられますか。お考えがあればお聞かせください。

続けて、本年四月に施行された文京区こどもの権利に関する条例について伺います。

本条例の大きな特徴の一つは、区内の中高生がこどもの権利推進リーダーとして議論を重ね、自分たちの言葉で条例前文のこどもからの

声を作り上げたことであり、こどもの意見表明と参加を実践した大変意義のある取組であったと評価しています。

現在、第二期のこどもの権利推進リーダーとともに、条例やこどもの権利をより多くの方に知ってもらうための周知啓発に取り組んでいると伺っておりますが、現在の進捗状況についてお聞かせください。

また、中高生の意見をどのように取り入れ、どのような成果物を作成し、今後、学校や地域などでどのように展開していくお考えでしょうか。お聞かせください。

こうした取組こそ、条例に掲げるこどもの意見の表明と参加を具体化するものではないかと感じております。行政側で形を決めるのではなく、中高生の自由な発想や意見をしっかりと受け止めながら進めていただきたいと思います。

条例作りで培った中高生との協働を一過性のものとせずに、今後も継続して、リーダー自身が条例を広め、まちづくりに参加できる取組につなげていくことも重要になってくるのではないかと考えますが、区の認識はいかがでしょうか。お聞かせください。

続きまして、若者問題について伺います。

子どもと高齢者施策に重点を置くことは、福祉の基本的方針によく見られる傾向かと思いますが、文京区ではさらに若者世代への施策、特にバブル崩壊直後の一九九〇年代中盤から後半に就職活動の時期に当たり人生の進路を決める際に大きな苦労を強いられました、いわゆる就職氷河期世代、ロストジェネレーション世代への支援をしていくことは、私は社会の責任の一つではないかと考えていることもあり、就職氷河期、ロストジェネレーション世代には是非とも十分な配慮と重点を置き進めていただければと考えております。

区の就職氷河期、ロストジェネレーション世代への施策としても行われているリスキリング教育に関しましては、企業の成長や躍進など区の経済の活性化にもつながっている結果を出していると聞いておりますし、リカレント教育に関しても毎年十件弱の実施結果が出ているなど推進していただいているかと思いますが、こちらに関しては今後どのように進めていかれるのでしょうか。お聞かせください。

中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業に関しましても、就職氷河期、ロストジェネレーション世代の方ももちろん女性の活躍、躍進にもつなげていただけていると聞いております。このように、区では現在進行形で就職氷河期世代、ロストジェネレーション世代への支援施策を実施していただいていることには感謝申し上げます。

また、今後の就職氷河期、ロストジェネレーション世代への新たな支援としてはどのように考えておられるのでしょうか。お考えをお聞かせください。

若者の居場所づくりの新しい施策として、千駄木地域でＢｕｎｋｙｏ　Ｎｉｇｈｔ　Ｙｏｕｔｈ　Ｌｏｕｎｇｅがスタートいたしました。まだ始まって間もない取組かと思いますが、利用者状況やイベント、相談事業の取組状況、また、利用された方々の反応はどのような感じなのでしょうか。

また、今後はどのような若者向け施策を考えているのでしょうか。お考えがあればお聞かせください。

続きまして、高齢者問題について伺います。

七月の厚生委員会での視察では、今後更に加速する多死社会において重要な問題となってくる火葬場、墓地問題に関して、火葬場・墓地のあり方推進協議会を設置し先進的な取組をしております北海道札幌市の視察を含め、実に多くのことを学ばせていただきました。

その中で、地域住民交流の取組の視察として北海道当別町の共生型

地域福祉ターミナルという施設を視察にも行きましたが、そこでは地域の困り事をお互いさまを基本とする助け合いの活動のうち、謝礼なしでは心理的抵抗があるような困り事を支援する活動に対し、一定の謝礼を伴うことでお互いの対等性が確保される有償ボランティアサービスを取り入れており、それまで高齢者の支援や地域の関わりがなかった地域住民や学生、また、生きがいや役割を持って生活したい高齢者などが支えられる側から支える側に加わっていくという高齢者の生きがいづくりにもつなげていけるという面もあるとのことです。また、ここでは学生の協力も多く、若い世代と高齢者との多世代交流会などのイベント等も行われているとのことでした。

文京区でもこのような生きがいやつながるということに重点を置いた機能や仕組みを持った居場所をつくっていただくことを検討していただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

高齢者と子どもや若い世代との交流が増えることにより、多世代にとっても相乗効果は見込まれ、それが新たな各世代の居場所づくりにもつながっていくのではと考えられます。今後も、子どもや若い世代との交流を増やす機会や場所を増やしていただきたいとも考えておりますが、そのようなことについては区ではどのように考えているのか、お考えがあればお聞かせください。

続けて、区におけるごみの問題について伺います。

プラスチックごみの分別回収が始まって一年以上が経過しました。

各マンションや集積所に貼られている週における回収ごみ一覧表などに関しても、しっかりとプラスチックごみ回収の曜日が掲載されている最新の一覧表に替わっているところが多いですが、一部のマンションや集積所の一覧表に関しましては、まだプラスチックごみ回収の部分が掲載されていない旧式のもののままになっているところもあるように見受けられます。

私の住んでいるマンションにおいても、水曜日のプラスチック回収ごみの日に燃えるごみを出してしまう方がいて、その燃えるごみは回収されずに管理会社側からどうにかしてほしいという声などいただいて、水曜日はプラスチックごみのみの回収になりますので、燃えるごみは火曜日、金曜日に出していただくようにお願いしますと改めて注意喚起を行うなどの対応などさせていただきました。

区におけるプラスチック分別回収に関しては、どこまで区民に浸透したと認識されておりますでしょうか。お聞かせください。

私の地域のあるマンションの隣に住む区民の方から、隣のマンションの管理会社の担当者が替わり、ごみ回収のストッカーを閉めていない時間帯があり、そのときにごみをストッカーに入れる方がいるので、それが原因でネズミなどが出て困るなどの相談を受けた際にも、文京区清掃事務所に相談して連携した対応をさせていただきましたが、各マンションの管理者などにはごみの管理に関しては区からはどのように指導、周知をしているのでしょうか。

また、私の地域から少し離れたところではありますが、外国人の方が多い地域で曜日関係なしにごみを出されることが続いたため、その地域のごみ集積所の前に住んでいる方から御相談を受けた際も、文京区清掃事務所に相談しましたら、すぐに外国語対応のごみ一覧表をそのごみ集積所に貼っていただき、迅速な対応をしていただけたお陰で状況が改善されたことには感謝申し上げます。

文京区では今後も外国人の方の移住が増えてきて、ごみ看板の文字が理解できないためにこのような問題が今後も増えてくる懸念もございますが、区としてはそのような状況になったらどのように対応されていくのか、お考えがあればお聞かせください。

ごみ収集の施策につきましては、区民の誰にとっても必要性が極めて高く、区民にとっても直接的な恩恵を感じやすいサービス性の取組であることから非常に関心も高いものとなっており、私の元にも現段階では検討段階にあります今後のごみ有料化についての意見や関心、不安の声なども寄せられてきております。

東京都全体の家庭ごみ有料化についても、現段階では既にごみ有料化が導入されている地域と、文京区を含めた東京二十三区のようにこれからの検討段階にある地域とに分かれている段階かと思います。

そもそも今まで無料で行われていた家庭ごみの収集の有料化に向けた検討がされている理由としては、ごみ排出量の削減による減量効果、資源化、分別の促進によるリサイクル率の向上、家庭ごみが焼却された後に運ばれる東京湾の埋立処分場の将来的な容量の限界を見据えたごみの減量の急務や、ごみ自体の焼却量を減らし環境負荷を下げるという効果にもつながる部分も大きく、自治体における無料収集では、ごみを大量に出す家庭も徹底して減量、分別している家庭も同じように税負担をしていますが、有料化することにより、ごみを多く出す人が多く費用を負担するという出した分だけ払う仕組みの構築にもつながり費用負担の公平性が担保されるという形ができると考えられます。

ただ、文京区が独自のタイミングでごみの有料化を実施したり、近隣区がごみの有料化を文京区が実施する前に始めてしまったりすると、有料化が始まっている区の住民がまだ有料化されていない近隣区のごみ捨場まで捨てに来てしまうというケースも想定されます。特に近隣区との区境の地域ではその傾向が強く出る可能性が高いことなども想定されることから、このような問題を防ぐためにも、実際にごみ有料化が実施される場合には、二十三区全体が合意形成を行い足並みをそろえて実施されるという条件が不可欠になっていくことかと思います。

この取組に関しましては、家庭ごみの処理や手数料、有料化の最終決定権が各市区町村にあるため、検討段階である現段階の時点でも区に様々な声が届いていたりされているのでしょうか。

また、ごみ有料化をもし実施していくこととなれば、生活困窮世帯、大家族又は育児や介護でおむつを使う世帯など、本人の努力だけではごみを減らしにくく負担が偏りやすい傾向が懸念される方たちへの配慮等も深く考慮していただきたいと思いますが、そのような点に関しましては現段階では区ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。区としての現段階のお考えがあればお聞かせください。

続けて、地域の活性化についてお伺いいたします。

私の家の裏を流れてもいます神田川に関しては、水と緑豊かな潤いのあるその神田川の景観を維持、向上させるため、川沿いでは川のイメージや斜面緑地を生かし、水辺空間の魅力を更に高めていくとの意識が区側にもあるようですが、具体的にはどのようにその魅力を高め示していこうとしていくのか、お考えがあればお聞かせください。

その神田川も流れる江戸川橋にあります江戸川橋地蔵通り商店街、その江戸川橋を渡った先にある音羽通りを挟んだ音羽護国寺商店街、二つの商店街は私の地域の商店街でありますが、かつてのにぎわいや活性化を望む多くの声が地域の多くの方から寄せられております。

区側としても、今後はこの江戸川橋地蔵通り商店街と音羽護国寺商店街についてどのように活性化を図っていくのか、お考えがあればお聞かせください。

また、この江戸川橋、音羽、護国寺にそれぞれつながってもいる目白台地域、この地域には椿山荘、東京カテドラル教会、永青文庫、和敬塾、目白台運動公園など地元民が誇れる施設が存在感を放っており、また、目白台地域につながる胸突坂や幽霊坂を下れば神田川のそばに

たたずむ江戸川公園、関口芭蕉庵、水神社、肥後細川庭園など景観も情緒もすばらしい施設が並んでいる地域となっております。

このように歴史的にも景観的にも価値がある施設の活用、文京区の観光スポットとしてのアピールなどを更に進めていただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

続けて、区全体の活性化についてお伺いいたします。

活力と魅力あふれるまちの創造についての施策についても、文化、観光施策を通じて、本区の魅力を国内外へ発信するとともに、区民への本区への愛着が一層育まれるよう、様々な施策を推進していくと令和八年二月文京区議会定例議会での区長施策方針の中でも表明されております。私も生まれた頃から住んでいるこの文京区という街の魅力を多くの観光客の方や他の地域の方々にも知っていただきたいという思いを強く持っていますので、区長施策方針の中で区長がこのように表明いただいていることには感謝いたしますし、期待も寄せております。

他の自治体を見ても、各自治体ごとにその地域を盛り上げるための様々な施策を実施し、その地域ならではの盛り上げ方を考え、その地域の活性化につなげている例もよく見られます。

地域の活性化や盛り上げ方の一つに、出身地への郷土愛をきっかけにした芸能人の方や、街のシンボルとして地域を盛り上げる有名キャラクターが観光大使に就任し、その地域の魅力発信の役割を担っているというものがあります。

例えば、品川区などは二〇一七年二月から品川区の観光大使として、サンリオのキャラクターであるシナモロールというキャラクターが就任しております。これには、株式会社サンリオの本社が品川区にあるため、地元企業との地域連携、産業振興という点、また、サンリオキャラクターの中でも国民的人気があり、子どもから大人、インバウンド観光客まで幅広くアピールする発信力が品川のシナモンとして評価されたとのことです。

文京区にもＢＵＮレンジャー始め様々なキャラクターがおりますが、今後新しいキャラクターを作る際などにでも子どもや大人含め区民公募をしてアイデアを集めたりしてみても区民全体で盛り上がれるかと思いますし、区民全体で区をつくるという点にもつながるのではとも考えますが、ここまで触れたことも含め、文京区の魅力を発信していくという点に関しては、区は今後どのように実施されていくお考えでしょうか。お聞かせください。

最後に、カスタマーハラスメントについてお伺いいたします。

我々文京区議会日本維新の会が訴え続け要望してまいりました文京区役所への電話対応時の録音機能の実施に関しましては、令和八年四月二十日から実施していただけましたこと、高く評価させていただくとともに心より感謝申し上げます。

実施が始まり半年に満たない状態ではあるかと思いますが、文京区役所への電話対応の際の通話録音機能を実施してからの効果や変化などは実際に出てきているのでしょうか。

我々文京区議会日本維新の会はこの電話対応時の録音機能の設置を要望してきたことを始め、文京区役所で働く区職員の方の働きやすい環境を整えることの後押し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメントに対しての改善には強く力を入れて提案してまいりました。

中でも近年、注目度の高いカスタマーハラスメントに関しましては、区においても文京区カスタマーハラスメント対応マニュアルも作成いただき、しっかりと区職員の働きやすさを考慮して対応を進めていた

だけていることには高く評価させていただきたいと思います。
　文京区カスタマーハラスメント対応マニュアルに関しては、今後マニュアルに載っていないケースに対してはどのように対応していくのか、もしお考えがありましたらお聞かせください。
　最後に、私や私の両親が生まれ育ったこの文京区を今まで支え続けてくださり、日々や年月を重ねるとともにより良い文京区にしてくださってきてくれたのは区職員の方々の日々の御努力、働きが欠かせず、本当に大きかったということ、改めて心より感謝申し上げます。今後も更により良い文京区として歩むためにも、区職員の方のモチベーション向上や職場環境の更なる改善、体調管理などは更なる区民サービスの向上にもつながってくるものとも考えられます。
　区役所の部署の中では、区への質問、クレームが殺到し、その対応に当たった職員の方が体調を崩されたという事例もあったとも聞いております。今後も区職員の職場環境の必要な改善、体調管理、様々なハラスメントの対応に関しては取組の推進を図り実施していっていただきたいと思います。
　私も文京区議会議員の一人として、引き続きその言動の一つ一つに責任を持ち、より良い文京区に皆様とともに一歩でもしっかり歩みを進めることにつながることができればと思います。
　以上で質問を終わります。
　御清聴ありがとうございました。
〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　宮崎議員の御質問にお答えします。
　最初に、関口地域の水害対策についての御質問にお答えします。
　水害時の避難所運営等については、災害対応業務の実効性を高めるため、新宿区と原則年一回、意見交換を実施し、課題等の把握に努めております。
　また、関口一丁目の各町会に対し、大雨等により、神田川を越えて指定された避難所へ行くことが困難な場合には、新宿区の避難所への避難も可能であることを新宿区と連携して周知しております。
　本年五月に気象庁による新たな防災気象情報の運用が始まったことから、その対応方法等も含めて両区間で情報共有を図るとともに、水害時の円滑な避難につなげるため、氾濫前の早期避難や垂直避難も含めた様々な避難方法について、継続的に協議を行ってまいります。
　次に、区の交通安全に関する御質問にお答えします。
　まず、区内の自転車事故による負傷者数についてのお尋ねですが、区内四警察署の速報値によると、本年四月から六月までの負傷者数は三十二人で、昨年同時期の六十人に比べて大きく減少しております。
　次に、自転車の交通ルールの周知等についてのお尋ねですが、区では、警察等関係機関と連携し、交通安全教室等において、自転車の交通ルール等の理解促進に取り組んでおりますが、更なる周知が必要と認識しております。
　そのため、本年度の重点施策である安全な自転車利用のショート動画において、二段階右折に加え、区内の変則的な交差点の通行方法等を紹介するとともに、区ホームページやＳＮＳなどを活用し、ルールやマナー等について発信してまいります。
　次に、文京区こどもの権利に関する条例に関する御質問にお答えします。
　まず、周知・啓発の取組状況についてのお尋ねですが、現在、第二期のこどもの権利推進リーダーとともに啓発物の作成に取り組んでお

り、動画やパンフレット、ノベルティー等の内容やデザインについて、中高生が主体となって検討を進めているところです。

今後は、これらの啓発物を区ホームページで発信するほか、こどもの権利擁護委員と連携を図りながら、学校や児童館、地域のイベント等で活用し、こどもの権利を一層身近に感じてもらえるよう、周知・啓発に努めてまいります。

次に、中高生との協働についてのお尋ねですが、こどもの権利推進リーダーは、普及啓発の方法を検討する中で、少人数のグループ討議による意見交換等を行っており、このことが主体性を育む機会になっているものと認識しております。

今後とも、リーダー自身が学校や地域などで、こどもの権利の大切さを発信するほか、中高生の視点から、区の取組について意見を述べることなどを通して、社会的活動に参加できる機会へとつなげてまいります。

次に、若者の課題に関する御質問にお答えします。

まず、リスキリング及びリカレント教育についてのお尋ねですが、区では、企業がリスキリングに取り組む場合に、講座等の受講や資格取得に係る経費を補助する中小企業人材強化支援事業を実施しております。

本事業は、事業者からの声を受け、昨年度に資格取得を伴わない講座等も補助対象に加え、本年度からは、代表者や役員がリスキリングに取り組む場合についても補助対象に加える等、対象の拡充に取り組んでおります。

また、リカレント教育課程等受講料助成事業では、就労経験のある離職者や非正規雇用の方などを対象に、再就職や職業能力の向上に資する教育課程、講座等の受講費について助成しております。

引き続き、リスキリングやリカレント教育を通じた学び直しの取組を個人から企業まで幅広く支援するとともに、新たなニーズの把握に努め、区内中小企業における人への投資による経営基盤の強化及び求職者の就労を支援してまいります。

次に、就職氷河期世代への支援についてのお尋ねですが、区では、区内中小企業への就職を希望する就職氷河期世代等を対象に、中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業を実施しており、就職セミナーの開催に加え、参加者に寄り添った個別カウンセリングを実施し、状況に応じて就職後もフォローアップを行うなど、企業とのマッチング支援を進めてまいりました。

引き続き、社会情勢や雇用、求人動向を的確に捉え、就職氷河期世代を始めとする、多様な求職者の安定した就労とキャリア形成につながる支援を進めてまいります。

なお、就職氷河期世代が今後、高齢期を迎えるに当たっては、これまでの就労支援に加え、社会参加に向けた段階的な支援や高齢期を見据えた支援等に取り組むことで、現在と将来の暮らしへの不安を軽減していくことが重要であると認識しております。

次に、若者の居場所事業等についてのお尋ねですが、九月一日時点での登録者数は百八十二人で、男女比はおおむね均等であり、年代は、二十代以下が五五％、三十代が四五％となっております。

また、先月に実施した四回で、延べ九十一人の利用があり、このうちイベントの参加者は延べ十九人、相談事業の利用者は延べ十四人でした。

イベント終了後も参加者同士で会話を続ける様子が見られるなど、若者同士の交流のきっかけとなっているものと捉えております。

利用者アンケートでは、学びや交流を求める声が多く寄せられてお

り、引き続き新たなイベントの実施を検討するとともに、若者計画に掲げる事業の充実につながるよう、居場所での利用者の声や利用実態を分析し、今後の若者施策について研究してまいります。

次に、高齢者の居場所や多世代交流についての御質問にお答えします。

高齢者が生きがいや役割を持ち、主体的に地域の居場所に参加することは、心身の健康の維持、増進につながると認識しています。

区では、社会福祉協議会と連携し、地域の居場所づくりに取り組んでおり、現在百八十団体において、多機能な居場所など様々な活動が行われております。

また、区内十か所の長寿ふれあい食堂では、高齢者が食材の準備や調理に協力するなど、支える側として主体的に参加することで、個人の生きがいを創出する機会にもつながっています。

こうした活動では、地域の親子が参加することなどによって多世代の交流が生まれており、今後ともその取組を支援してまいります。

次に、ごみに関する御質問にお答えします。

まず、プラスチックの分別回収についてのお尋ねですが、集積所ごとに分別の状況に差があるものの、区民の皆様の御協力により、事業開始当初からおおむね目標量の回収が続いており、分別への意識は高いものと認識しております。

引き続き、丁寧な周知を行うとともに、プラスチックの適正な回収に取り組んでまいります。

次に、マンションの管理者に対する指導、周知についてのお尋ねですが、管理人を置く共同住宅では、一般的には管理人がごみと資源の保管場所及び集積所の管理をしており、区は管理人に対して排出指導を行っています。また、新たに共同住宅などを建築する際には、区から建築主に対して事前の相談や届出を求め、敷地内に設置する保管場所などの状況を確認しております。

なお、管理上の問題がある集積所については、ふれあい指導班が現地の状況を確認し、必要な対応を行っております。

今後とも、共同住宅における適正な保管場所の確保と円滑なごみの排出に向けて、指導、周知を行ってまいります。

次に、外国人に対するごみの排出ルールの周知についてのお尋ねですが、転入手続の際にお渡しする外国人住民のための生活ガイドブックや区ホームページにおいて、ごみと資源の分け方、出し方を、易しい日本語、英語、中国語、韓国語で案内しています。また、ＡＩチャットボットを利用した文京ごみナビでは、十五の言語に対応した分別情報を提供しております。

また、ルールが守られていない集積所については、ふれあい指導班が、日本語に加え、英語、中国語、韓国語に翻訳したごみの出し方の案内を配付、掲示し、適正な集積所の運営に努めております。

ごみの排出について、引き続きルールを分かりやすく周知するとともに、集積所の状況に応じた指導を行うことで、適正化に取り組んでまいります。

次に、家庭ごみ有料化についてのお尋ねですが、ごみ処理の有料化により、家庭ごみの減量や区民のごみに対する意識の向上が期待される一方で、区民生活への影響も大きいことから、特別区において、慎重な議論を重ねているところです。

また、区民の声などにより、運用に関わる御意見を数件いただいております。

なお、生活困窮世帯等への対応については、現状、粗大ごみ処理手数料等の減額、免除制度が設けられていることから、これを踏まえ検

討が必要であると考えております。

次に、地域の活性化に関する御質問にお答えします。

まず、神田川沿いの水辺空間の魅力向上についてのお尋ねですが、本区の都市マスタープランにおいて、神田川沿いは、川のイメージや斜面緑地を生かして水辺空間の魅力を高め、潤いを感じられる景観づくりを進めることとしております。

このため、都が親水施設等の整備を行う際には、神田川の水辺空間の魅力向上に、都と連携して取り組んでまいります。

次に、商店街の活性化についてのお尋ねですが、御案内の商店街を含め、区内の様々な商店街において、地域ニーズを的確に把握し、地域資源や特性を生かすことが重要であると認識しております。

このため、商店街が実施する各種イベントに対し、販売促進事業やチャレンジ戦略支援事業等、区や都の補助金による支援を実施するとともに、商店街エリアプロデュース事業により、地域の特性や魅力を生かしたまちのにぎわいの創出を図り、個々の商店街が創意工夫した取組を積極的に行えるよう支援してまいります。

次に、目白台地域の観光施設等についてのお尋ねですが、区では、同地域内の観光施設等と定期的に情報共有や意見交換を行い、広報連携等につなげているほか、昨年度は、肥後細川庭園において春のライトアップイベントを開催するなど、新たな魅力の創出にも取り組んでおります。

今後とも、様々な機会を捉えながら、観光施設等と連携し、地域の更なる魅力向上を図ってまいります。

次に、本区の魅力発信についての御質問にお答えします。

御提案の観光大使等について、現時点で設置の予定はございませんが、区では、観光ガイドブックや観光ＰＲ動画等を通じて、特色ある観光資源の魅力を発信しております。

また、昨年開設したインスタグラムでは、区内スポットやグルメの紹介に加え、交流自治体と企画作成したショート動画を共同投稿しており、引き続き、区民や観光協会等との連携を図りつつ、区への愛着も形成されるよう、効果的な魅力の発信に取り組んでまいります。

最後に、カスタマーハラスメントに関する御質問にお答えします。

まず、庁舎における通話録音についてのお尋ねですが、通話録音装置の導入以降、職員に対する高圧的な電話や無言によるいたずら電話等は減少傾向にあります。

引き続き、区民サービスの質の向上を図るとともに、公正かつ適正な業務の執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不当な圧力や要求等の排除に努めてまいります。

次に、カスタマーハラスメント対応マニュアルについてのお尋ねですが、本マニュアルに掲載した行為等は例示であり、記載のないハラスメント行為が発生することも想定しております。

カスタマーハラスメントは組織的な対応を原則としており、記載のないケースが生じた場合も、綿密に情報共有し、職員の安全確保、関係機関との連携を行うなど、事案に応じて適切に対処してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。

初めに、国際バカロレア機構と連携した取組についてのお尋ねですが、令和七年度の教員研修については、受講者が日々の授業実践を振り返り、意見交換を行うことで、主体的な学びにつながったものと認

識しております。

受講者アンケートにおいても、「新しい授業の作り方を学ぶことができた」、「多様な視点から探究の概念を理解できた」などの肯定的な意見を得ております。

また、今年度は、小学校一校が研究指定校として、探究的な学びをテーマに、幼稚園及び小・中学校の教員を対象に研究発表を行う予定です。

最後に、研修成果の活用についてのお尋ねですが、令和八年度は、教員及び管理職五十名を対象に、探究、評価、概念的理解の三つのテーマについて研修を実施する予定です。

令和七年度、八年度に研修を受講した教員は、自身の指導方法を見直し、探究に重点を置いた授業設計や工夫を行うことで、指導力の向上が図られるものと考えております。

教育委員会としては、こうした研修成果を区立学校、園に広め、広く子どもたちに還元できるよう取り組んでまいります。

〔宮崎こうき議員「議長、十七番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　十七番宮崎こうき議員。

○宮崎こうき議員　自席からの発言をお許しください。

区長、教育長、今回も区民の方の声、御相談、御要望などから多くの質問をさせていただきましたが、御丁寧な御答弁ありがとうございました。

今後の話になってくるのかとは思いますが、ごみ有料化に関しましては、特別区において他区との慎重な議論を重ね、足並みをそろえていくと同時に、今後、更に寄せられるかと思います区民の声にもしっかり耳を傾けて検討を進めていただきたいと思います。

以上で終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時四十五分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（市村やすとし）　これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔たかはまなおき議員「議長、十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　十八番たかはまなおき議員。

〔たかはまなおき議員登壇〕

○たかはまなおき議員　ぶんきょう子育て・ネット幹事長のたかはまなおきです。令和八年九月定例議会に当たり、子育て、防災、まちづくりを中心に、十項目の一般質問をいたします。区長、教育長。どなたにも理解しやすい言葉での御答弁を、お願いいたします。

まずは令和九年度予算編成方針です。強靭で引き締まった財政運営への転換と初めて記し、最適配分と繰り返し用いています。この転換と最適配分が、編成実務において何を意味するのか、それぞれ伺います。

次に決算です。経常収支比率は速報値で八三・六％となり、区の資料によると特別区平均が改善する中、本区は前年度を一・二ポイント上回っています。この上昇要因を、区の裁量が及ぶ部分と及ばない部分に分けてお示しください。併せて目標値と達成時期を伺います。

これを踏まえ、後年度負担削減という視点で、削減の対象に扶助費など義務的経費は含まれるのか。また、疾病予防や防災といった数値的成果を示しにくい事業が不利に扱われない配慮はあるのか、お伺い

いたします。
　質問させていただきます。
　令和八年熊本地震で被害に遭われた皆様、今なお避難されている皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
　私は、八月十八日からの四日間、車で被災地を訪れボランティア活動をしてまいりました。この体験を基に、三点伺います。
　まずはこどもの居場所です。
　避難所では、体の不自由な方、高齢者等が優先される。その一方で、声を上げにくく見落とされがちな弱者が、こどもです。私はＪ‐ＣＳＴという災害支援団体に入り、避難所で夏休みを過ごすこどもの居場所づくりを手伝ってまいりました。体育館の畳で寝転んでスマートフォンで動画をずっと見ていた男の子が、外で遊ぼうと手を引いて笑いかけてくれたのが忘れられません。
　文京区こどもの権利に関する条例の観点からお伺いいたします。本区において、避難所運営ガイドラインにこどもの居場所を避難所開設当初から具体的に位置付けるべきではないでしょうか。こどものメンタルに配慮できる担い手の必要性をどう捉えているかも伺います。
　こどもの安全と権利を守るには、昨年度まで行われていた防災キャンプを始めとした、こどもが楽しみながら防災を体験できる機会は極めて重要です。来年度以降の継続を求め、お伺いいたします。
　あわせて、地域防災計画で被災児童の支援とメンタルヘルスケアは子ども家庭部の担当とされていますが、児童相談所ができ組織改正が行われた現在、誰が、いつから、どのように行う体制となっているのか、お伺いいたします。
　次に、災害廃棄物仮置場です。
〔たかはまなおき議員パネルを提示〕
　こちらを御覧ください。宇土市では、重機とボランティアの軽トラックが同時に作業し、広大な敷地があっても余裕はないと感じました。
　事業系ごみや古い家電、いわゆる便乗ごみが大量に出され、対応に苦慮しているとも聞きました。本区において便乗ごみが発生すると、災害廃棄物の発生想定を上回るおそれがあります。これを抑制するには、地区集積所の管理が重要です。お考えを伺います。
　被災地では、他にも多くの混乱を目にしてまいりました。事前の訓練と周知が欠かせません。令和六年六月の災害対策委員会で、図上訓練を実施していくと御答弁がございました。いつ実施し、どのような課題があったか、お示しください。これまでも提案してまいりましたが、地区集積所と一次仮置場の候補地を事前に定め、区民に周知するべきではないでしょうか。
　三つ目に、支える体制です。
　私が被災地まで行けたのは、現地ボランティアセンターのお陰です。本区は設置訓練を年に一回実施と伺っておりますが、発災後に立ち上げる前提のままでよろしいのでしょうか。
　区長は所信表明で、防災士の活躍の場のサポート等に取り組む旨述べられました。文京区災害ボランティアセンターの常設化と、区内防災士を中核とした文京区災害支援チームの創設により、地域の主体的な防災活動を一層促進してはいかがでしょうか。あわせて、今月中にも千葉へボランティアバスを出していただきたい。お伺いいたします。
　次に、内水氾濫、つまり川があふれていないのに、街がつかる水害についてです。
　先月の千葉県での記録的な豪雨では、死者十名、浸水家屋は速報値で約一千五百棟に上りました。被害の中心は内水氾濫です。同じ規模の雨が本区に降った場合、どこで何が起きると想定されますか。

建物への浸水を防ぐ要は止水板ですが、本区の助成実績は五年間でゼロ件です。止水板は住環境課が所管する高齢者・心身障害者世帯のバリアフリー化等工事助成の対象の一つに置かれておりますが、助成額は工事費の一〇％、上限二十万円にとどまります。昨年九月十七日の災害対策委員会で指摘したところ、部長から「必要に応じて見直していきたい」との御答弁をいただきましたが、その後の検討状況を伺います。

提案です。東京都は止水板設置促進アクションを掲げ、区市町村が行う止水板助成に対し、区の負担額の二分の一、一件当たり五十万円を上限に補助しています。本人負担二分の一、上限百万円の制度を設計したときが都の補助上限であり、最も有効活用できる計算になります。バリアフリー助成とは別に、来年度当初予算での実現を強く求めますが、できないのであれば、その理由を伺います。

〔たかはまなおき議員パネルを提示〕

こちらを御覧ください。次に、神田川です。

先月二十二日の雨で、飯田橋水位観測所の水位が急上昇し、氾濫危険水位である四・三三メートルを超えました。午後五時五十分に氾濫危険情報、警戒レベル四相当が発表されました。私は隆慶橋を見に行きますと、溝に板を落とし込んで水をせき止める角落とし工法等の対策は行われておりませんでした。扉のように、一人でバーンと閉められるようなものではございません。区内で角落としを設置するべき箇所と、防水扉はそれぞれ何か所あるのでしょうか。設置の基準となる水位、設置を決定する者、実際に作業する者、資材の保管場所、一か所当たりに要する人数と時間の見込みを伺います。今回のような天候の急変に際し、特に休日や夜間ですよ、設置が間に合わないのが心配です。お考えを伺います。

併せて伺います。同じ日に区はＳＮＳで「避難所の開設予定はないが、浸水被害が発生する可能性があるので積極的に垂直避難を」と発信されました。避難所を開設しないまま垂直避難を求めるというのは、分かりにくかったのではないでしょうか。これはどのような基準に基づく判断で目的は何だったのかお伺いいたします。

私は、一か所は避難所を開設すべきだったと考えます。夜間や休日でも当直職員だけで迅速に開設できる自主避難施設を、文京シビックセンターの会議室などにあらかじめ定めておいてはいかがでしょうか。準備する余裕が不足する状況に際しても区民を受け入れられる体制は、最低限のセーフティネットではないでしょうか。

昨年十一月、視覚障害者水泳のタッピング棒についてお尋ねし、区長から「今後は適切に対応してまいります」と御答弁をいただきました。

ところが、本年六月十七日と七月十四日、同じ当事者の方が文京スポーツセンターで職員から使用を止められ、安全に泳げませんでした。八月十日には日本パラ水泳連盟の理事長から、区長宛てに正しい理解と合理的配慮を求める要望書が提出されています。これをどう受け止められていますか。

昨年の答弁にある「適切な対応」とは具体的に何を指し、いつ、どのような方法で実行されたのでしょうか。

〔たかはまなおき議員実物を提示〕

こちらが泳ぐ方に触れて合図をする実物です。要望書では、タッピング棒を競技レベルの選手が使う、フィンやパドルに類似するものとする誤解が指摘されています。区長の御認識はいかがでしょうか。

フィンやパドルは泳ぐ力を強くする用具ですが、タッピング棒は見えない壁までの距離を補う安全のための用具、言わば白杖です。

もしぶつかってもけがをするようなものではありません。区が危険と判断した根拠は何でしょうか。クレームや接触事故は過去に何件あったのでしょうか。

タッピング棒が使えないなら区はどう安全を確保するのかという本人らからの問いに、当該施設は代替措置を示さなかったと当事者から伺っておりますが、認識は合っていますか。

また、「周りの方が慣れていない」との発言もあったそうです。周囲が慣れていないことこそ、正に取り除くべき社会的障壁であり、排除する理由にはならないのではないでしょうか。

指定管理の各年度協定書第七条第五号は、指定管理者に対し、合理的な配慮を定めています。この義務は果たされたとお考えでしょうか。

一般利用における補助用具を合理的配慮の下に再検討し、公表することを求めます。

昨年、介助者二名までの免除を求めましたが、「条例施行規則により減免は一名まで」との御説明のみで、変更の可否についてはお答えいただけませんでした。改めて伺います。一名とする理由は何でしょう。

視覚障害者の水泳は、両端に一名ずつ介助者が必要です。一名までの免除では、視覚障害者だけが安全のために追加負担を求められることになり、これは合理的配慮の問題です。二名までの免除を求め、伺います。

障害者専用レーンの設置については、昨年の「研究する」との御答弁からの進捗をお答えください。

障害のある方が排除されるプールがあってはなりません。盲学校を擁する文京区において、特に取組の強化が必要ではないでしょうか。区長のお考えを伺います。

本年四月、私は発達障害の一種であるＡＤＨＤと診断されました。物をすぐなくすので、財布や鍵やスマートフォンをひもで体につなぎ、時間を守るためにアラームを幾つも掛けています。そんな私を、両親はよく見守ってくれました。この特性には以前から気付いていましたが、苦しみながらも折り合いを付けて四十歳まで生きてまいりました。というのも、相談先が、分からなかったからです。

ＡＤＨＤと公表してからは、「自分もずっと悩んできた」、「診察を受けるのは怖い」という声が数多く寄せられました。東京都の発達障害者支援センターでは、令和七年度に成人部門で千六百五十一人の相談を受けており、こども部門の五百八十二人の三倍に迫ります。大人の相談は、決して少数ではありません。区民の相談ニーズをどのように把握しているのか、伺います。区は令和六年度、ひきこもりについて区報の特集号にて区民調査を実施し、九百十八人の回答を得ています。同じ手法で、成人の発達特性による困り事についても実態を把握してはいかがでしょうか。

区には重層的支援体制整備事業や精神保健相談がありますが、受け止める窓口があることと、そこで何ができるかは別の話です。大人の発達特性に関する相談は直近三年度で何件あり、うち家族からの相談は何件あったのか。十八歳以上の相談を受ける中で、発達特性を踏まえた具体的な生活上の工夫まで助言できる職員は、どの職種が何名配置されているのでしょうか。

品川区は十二年前から、発達特性の自己認知を促す等の、成人期支援を行っています。

本区は、成人に特化した支援の考え方をどう認識しているのでしょうか。病気か障害かを分類することを目指すのではなく、何に困っているかから始める。成人の発達特性についての専門相談と家族への支

援を、重層的支援体制整備事業の中に明確に位置付けるよう求め、伺います。

次に、区民からの声の受け止め方について。この項目は、調査から原稿まで、全て生成ＡＩに任せて作成しました。制作過程はウェブで公開しております。

〔たかはまなおき議員パネルを提示〕

こちらを御覧ください。まずは電話です。

令和六年九月の一般質問で提案した通話録音が、本年四月二十日から始まりました。録音内容を再生した件数と、トラブルを回避できた事例があれば、具体的に伺います。このとき、「ＡＩ文字起こしの導入も含め研究」との御答弁もありました。この事業の要綱で第一に掲げる、区民サービスの向上は、録音だけでは実現しません。他自治体の事例をどう把握し、技術的な進捗をどう研究しているのか、伺います。

区ホームページには出先機関の直通電話は対象外とあり、学校を始め庁舎外で働く職員は録音で守られません。来年十月一日、改正労働施策総合推進法が施行され、カスタマーハラスメント対策は文京区を含む全事業主の義務となります。出先機関とは何施設あり、職員は何人で、なぜ除外されたのでしょうか。

とりわけ教育長にお伺いいたします。要綱に定める録音の目的には、区民サービスの向上とともに職員への不当な圧力や要求等を排除することが挙げられていますが、これらの目的は教育現場にも同じく当てはまるのではありませんか。

先月八月二十八日、文部科学省は学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドラインを全国の教育委員会に通知しています。通話録音を対応例とする本ガイドラインへの御認識と、区立小・中学校、幼稚園への導入時期を併せて伺います。

次に、不具合施設のＬＩＮＥ通報です。

昨年十一月の一般質問で、区長は「道路管理区分に応じた情報整理等に課題がある」と御答弁されました。しかし、福岡市はＬＩＮＥで受け付けており、適切な部署へ情報提供しています。技術ではなく、運用の問題ではありませんか。

三つ目、区民の声のホームページでの全件公開です。

令和五年六月の一般質問で、区長は「広報課において、公開することが有用であると判断したものを掲載」と御答弁いただきました。庁内で共有できているものを、区民には共有できない理由は何でしょうか。有用とする基準は文書化されていますか。ブロードリスニング、すなわちＡＩで大量の意見をまとめて読み解く手法を用いて分析し、全て公開してはいかがでしょうか。

以上、録音の出先機関への拡大、ＬＩＮＥ通報の実装、区民の声の公開基準の見直し。三つの所管は全て異なりますが、区民から見れば同じ一つの区役所です。

なお、これらの項目の材料は、全て私がこの任期中に行った質問と、区の御答弁です。ＡＩが新たに行ったのは、これらの三つを一つの課題として整理したことです。

さて、ここから人間に戻りますが、私には四人のこどもがいます。下の子が生まれると、上の子は精神的に不安定になる、いわゆる赤ちゃん返りが起こることがあります。

でも、いつもの育成室に行けば、いつもの友達と、いつもの指導員がいる。この変わらない日常こそが、上の子を支えるわけです。

本年六月二十八日の読売新聞、全国百九区市を対象にした調査によると、育児休業によって上の子が退室となる自治体が六割近くに上る

ということです。その中で、本区は令和五年度から七年度の三年間で五十九人を退室させていると回答しています。年度別、学年別、きょうだいの人数別の内訳を伺います。あわせて、アクティ、民間学童、塾など、行き先別の人数と、いずれにも移らなかった児童の人数を、それぞれ伺います。

本区の育成室が果たす役割と、文京区こどもの権利に関する条例第三条第四項に照らし、こどもにとって最も善いことは何か、伺います。

翌二十九日、こども家庭庁は、育児休業中も放課後児童クラブの対象とできるとの事務連絡を出しました。東京都も令和七年十一月十三日付で同様の通知を出しています。本区の受け止めと対応策を伺います。

江戸川区は、今年度中の受入れ開始を表明しています。都の通知は、優先順位を付け調整することは差し支えないとしており、待機児童がいることは、一律に退室を迫る理由にはなりません。

来年度を待たず早急に基準を見直すべきと考えますが、御見解を伺います。

竹早公園、小石川図書館の一体的整備について伺います。

公園、図書館、テニスコート、それぞれの所管で調査分析をしていると伺っておりますが、検討の状況はいかがでしょうか。途中経過で構いません、それぞれの状況を具体的に伺います。いつをめどに整理し、公表する見込みかお示しください。

区民同士、それから区民と行政が意見をぶつけ合いながら、時間を掛けて合意を目指すことは、恐れるべきものではないと私は考えます。ワークショップが再開されず、議論が前に進んでいない原因は時間でしょうか、組織体制でしょうか、合意形成のそもそもの難しさでしょうか。伺います。

区長は所信表明で「基本計画の策定を進めていく」と述べられましたが、現在の進捗状況は、そのお言葉どおりになっているとお考えでしょうか。

〔たかはまなおき議員パネルを提示〕

さて、こちらを御覧ください。障害児を育てる保護者の訴えを受け、神明都電車庫跡公園にインクルーシブ遊具が導入されてから、三年半が経ちました。

その後の公園再整備には期待しておりましたが、シートベルトのあるブランコが設置される程度の対応に見えてしまい、インクルーシブな公園づくりは広まってはいないのかなと考えておりますが、お伺いします。

区は、導入後の利用実態と当事者の声を検証されたのでしょうか。その後の公園再整備に反映した点を伺います。

区は、インクルーシブ公園とは、何が備わった公園のことだとお考えでしょうか。公園と障害福祉、それぞれの観点から御認識を伺います。その課題を踏まえ、礫川公園を平和とインクルーシブをテーマにした公園にリニューアルしてはどうかと提案させていただきますが、区長のお考えを伺います。

本年二月、私は引っ越しました。不動産業に携わる私でさえ、こども四人と暮らす物件探しには大変苦労しました。

本区の賃貸住宅を確保する施策は、高齢者、障害者、ひとり親に限られています。一方、国の住宅セーフティネット法が定める住宅確保要配慮者には、こどもを育成する家庭が明記されています。国が配慮を要すると位置付けた子育て家庭を、区はどのように支援しているのかお伺いいたします。こどもが育つほど、そして増えるほど負担が増大し区外へ出ていかざるを得ない家庭があります。この構造を、区は

どのように認識していますか。

空家等利活用事業は、改修費二百万円を補助しながら、実績はゼロ件です。要因は何でしょうか。豊島区は、住宅として活用する際に掛かる改修費の三分の二を補助しています。用途を非営利の施設に限るという要綱を改め、定期借家も念頭に、物件探しが難しい多子世帯向け住宅への活用も対象としてはいかがでしょうか。

千代田区は次世代育成住宅助成として、区内で住み替える子育て世帯に、世帯人数に応じた家賃助成を最長八年間と、転居費用を支給しています。新宿区は転居前後の家賃差額を助成しています。本区の移転費用等助成は、今も高齢者等に限られたままですが、子育て世帯の住み替えの支援が必要なのではないでしょうか。

あわせて、以前から議論している生活保護世帯の住宅扶助についてお伺いいたします。

九月二日時点で、住宅扶助の基準額内で紹介できる物件はゼロでした。風呂がない、著しく狭いといった条件を許容すればなくはない状況です。民間調査によれば、本区の募集賃料は直近三年間で約一六％も高騰しており、単身者向けは平均十万円を超えています。現在の基準額と市場実態との乖離は明白である中、どのような状態になったら見直しを検討していただけるのでしょうか。住宅扶助の特別基準を今すぐ採用するべきです。お考えを伺います。

昨年十一月の一般質問で、終活ワンストップ窓口の提案に対し、区長は、設置は考えていないが、「関係機関とも連携し、必要な支援につながる体制を整えてまいります」と御答弁いただきました。ここで言う必要な支援とは何を指し、整えるべき体制とは何か。そして、この一年の進捗を伺います。

区の高齢者等実態調査では、病気で数日間、寝込んだときに世話をしてくれる人がいないと答えた方が一九・二％に上ります。数日のお世話も頼めない相手に、死後の手続を頼むことはできません。この一九・二％は実人数に置き換えると区内に何人となる計算か、推計をお示しください。

本年一月十四日、上野厚生労働大臣が文京区社会福祉協議会を訪れ、文京ユアストーリー事業を視察しました。社会福祉協議会の事務局長は、マンパワー不足を理由に財政支援を要望しました。今年度、本事業への区の補助は約一千七百万円です。「高齢者人口の増加とともに、必要性は高まっていくもの」と昨年の一般質問で区長から御答弁いただきました。本事業をどう評価し、来年度予算でどう応えるのでしょうか。

報道によれば、本事業の問合せは二百八十九人、契約は三十人とのことです。年度ごとのそれぞれの件数と、契約に至らなかった理由を直近三年分お示しください。預託金は五十万円以上必要で、その大半は葬儀費用と家財処分費です。公費で葬儀ができる方や家財が極めて少ない方であれば、もっと少額で足りるのではないでしょうか。足立区は預託金なし、江戸川区は月五千円の保険型を用意しています。費用を抑えた、言わばライトプランを新設する考えはございませんか。令和九年四月に施行される改正社会福祉法を踏まえ、本区の事業はどう変わっていくのか。併せて伺います。

また、終活の手段の一つとして有効なエンディングノートの講座を適宜開催しているとの御答弁でしたが、文京区版を作成する考えはありませんか。文京ユアストーリーの契約に至らなかった方にこそ、ノートは必要ではないでしょうか。契約前の段階で配布し、書く場を設けることを提案します。

最後に、御遺骨の行き先です。

区は本年度、指定民間火葬場の利用補助を新設しました。火葬の後、御遺骨はどこへ向かうのでしょうか。本年七月に札幌市に視察に伺い、一体九千百円で使用できる合同納骨塚の取組を伺ってきました。また、江戸川区社会福祉協議会は、本年七月、区内に建立した社会福祉協議会の合祀墓へ最初の納骨を行っています。どのような経済状態であっても区民が死後の居場所を確保できる仕組みを検討する考えはありませんか。

最後に、区長の五期目四年間の振り返りをお聞きします。

沢田議員は本年六月五日の本会議で、区長の公約の進捗を問われました。

これに対し区長は、公約は政治家として掲げたものであり、議会で評価や進捗を示すことは考えていない、マニフェストを踏まえた総合戦略を策定し、各施策の進行管理を報告しているとの趣旨をお答えになりました。

私は総合戦略の進行管理ではなく、区長の方針に対する進捗を知りたいのです。そこで、令和五年六月八日の所信表明についてお伺いします。ここでは、選挙公報と同じ七つの政策的課題が、区長として述べられています。

基本ビジョンと七つの政策的課題それぞれについて、第一に現時点の到達点、第二に未達である場合、その要因が財源、人員、制度、庁内調整の何に当たるのか、第三に次期区長が引き継ぐべき課題、この三点の形式でお答えください。とりわけ、所信表明で明言しながら目標に届かなかった取組については、区長御自身の評価としてお示しください。

次に、区長等の育児休業についてです。

区長は、本年六月二十四日の日本経済新聞のインタビューで、文京区長及び副区長の出産、育児及び介護の期間中の公務に関する条例、以下この条例と申し上げますが、現行の法制度と整合しないとして、改正が必要との認識を示されました。平成二十二年に全国の首長として初めて育児休業を取得された当事者としての問題提起と受け止めておりますが、まず、その真意を伺います。

あわせて、この条例が当該期間の給与を半額とする規定であることを含め、どの水準を妥当であると考えるか、制度設計の考え方を伺います。

その上で、時期を伺います。新たに就任した区長が自らの必要に応じてこの条例の改正を提案すれば、制度論ではなく個別事案の議論にもなりかねません。この任期中、令和九年二月定例議会までに議案として提出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、区長の進退についてです。

同じ記事のインタビューで区長は、いつまでも区長の職にあるわけではないと述べられました。区長は、次期区長選挙に出馬し、六期目を目指されるお考えでしょうか。現時点でお示しできないのであれば、いつ頃までに区民に対して意向を明らかにされるおつもりか、お聞かせください。

併せて伺います。長期の在任は、行政の継続性をもたらす一方で、組織が同じ判断軸に慣れ、耳の痛い情報がトップに届きにくくなるとも聞きます。後継者の育成とバトンタッチは、在任中のどの段階から着手すべき課題とお考えでしょうか。これは一般論ではなく、区長御自身の二十年を踏まえてお聞かせください。

以上で、私からの十項目の質問を終えます。

答弁のいかんによっては、再質問をさせていただきます。

議場の皆様、ネットで御覧の皆様、御清聴、誠にありがとうござい

ました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　たかはま議員の御質問にお答えします。

最初に、令和九年度予算編成方針と令和七年度決算に関する御質問にお答えします。

まず、九年度予算編成方針についてのお尋ねですが、近年の総基金残高の緩やかな減少傾向は、財政運営における課題と捉えており、今後の財政運営においては基金残高を一定確保していくことが必要であると捉えています。

また、七年度決算においては、歳入の増加を上回る規模で歳出が増加しているため、経常的経費の増加傾向に注視しつつ、財政運営の弾力性を維持することが重要と認識しております。

こうした認識の下、九年度予算編成方針においては、各部が主体的、自律的な予算編成を一層推進するため、スクラップ・アンド・ビルドに関する具体的な取組を示しており、有効性や必要性が低下している事業等について見直しを行い、優先度の高い事業に予算を重点的に配分することで、強靭で引き締まった財政運営への転換を目指しております。

次に、経常収支比率等についてのお尋ねですが、経常収支比率については、経常一般財源に係る義務的経費となる人件費や扶助費等が約二十億円増加したほか、システム経費等の物件費が約二十四億円増加したことが上昇した要因の一つと捉えております。

経常収支比率の具体的な目標値等はありませんが、財政構造の弾力性を図る指標の一つであるため、引き続き、数値の推移に留意してまいります。

また、今後の予算編成においては、事業の性質を踏まえ、真に必要な財政需要を見極めた上で、適切に予算化してまいります。

次に、災害対策に関する御質問にお答えします。

まず、災害時のこどもの居場所等についてのお尋ねですが、本年度改訂する避難所運営ガイドラインでは、こどもへの配慮として、各避難所において、オープンスペースや学習スペース等の整備を検討することなど、必要な考え方について反映しているところです。

また、こどもを含む被災者の精神の安定を図る等の健康管理体制の確保は重要であると認識しており、メンタルヘルスケアは災害対策本部の医療救護部が担うこととしております。

次に、こどもが防災を体験できる機会についてのお尋ねですが、こどもが防災体験をする機会として、防災フェスタ等において、防災スタンプラリーや防災ヒーロー入団試験などを行っております。また、防災キャンプについては、避難所総合訓練の一つとして、こどものいる世帯だけでなく区内在住者を対象に実施しておりました。

これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、引き続き対象者や訓練内容について検討してまいります。

次に、被災児童等の支援とメンタルヘルスケアについてのお尋ねですが、発災期以降、被災者のメンタルヘルスケアを担う医療救護部がこどもを含む被災者に対して、相談窓口等の設置や巡回相談を実施することとしております。

また、震災復興本部設置後は、現在こども未来部及び教育推進部が、被災児童及び生徒の状況把握等を実施することとしており、今後とも、被災児童・生徒の心のケアに努めてまいります。

次に、災害時の地区集積所の管理についてのお尋ねですが、区は、

災害廃棄物処理計画に基づき、いわゆる片付けごみを集積する地区集積所を設置し、その後の処理を円滑に行うため、ごみの種類ごとに排出場所の区分を行うこととしております。

また、令和六年十月に実施した図上訓練では、初動対応業務などを確認し、計画を円滑に実行する手順の必要性などが課題として挙げられました。

次に、地区集積所等の事前周知についてのお尋ねですが、地区集積所は、区立公園等を候補地とし、一次仮置場は、区有地のオープンスペースから候補地を検討することとしております。発災後の活用場所については、道路等の被災状況や災害ごみ等の発生量により適時、指定するため、事前周知は予定しておりません。

次に、災害ボランティアセンター等についてのお尋ねですが、社会福祉協議会とは、定期的に開設訓練等を通じて連携を図っているため、現時点において、同センターを常設する考えはございません。

また、区内の防災士は、主に避難所運営への参画等を想定しており、防災士を中核とした災害支援チームを創設する考えはございません。

なお、ボランティアバスについては、現在、千葉県は主に県内からのボランティアを募集している状況と聞いております。今後、現地の支援ニーズ等を踏まえた上で、必要に応じ社会福祉協議会と対応を協議してまいります。

次に、内水氾濫についてのお尋ねですが、都が示した浸水想定区域図では、想定し得る最大規模の降雨として、二十四時間総雨量を六百九十ミリメートル、時間最大雨量を百五十ミリメートルとしており、令和八年八月千葉豪雨の観測値を上回っています。この想定では、区の南側等で下水道の溢水により最大五メートルの浸水深となるほか、低地等、区内の複数か所で〇・一メートル以上の浸水が想定されています。

次に、止水板の助成についてのお尋ねですが、区では、水害時の浸水防止対策として、土のうを貸与しているほか、住宅のバリアフリー化を目的とした高齢者等住宅修築資金助成事業において、止水板の設置に関する助成を行っております。

現在のところ、止水板の設置に関して同助成事業の対象者から御意見、御要望はいただいていない状況です。

同助成事業の内容については、国や都の動向も注視しながら、引き続き研究してまいります。

なお、水害リスクが高まっている現状を踏まえ、都の補助制度も活用する等、有効な浸水防止対策について、今後、検討してまいります。

次に、神田川の橋梁における角落とし等についてのお尋ねですが、区では、水防対応が必要な八つの橋において、角落としを六か所、防水扉を五か所整備しており、資材は各橋梁の橋際に配置しております。

水害時の作業については、神田川の水位、雨量や、環状七号線地下調節池の取水状況等を踏まえ、新宿区と調整をした上で臨時水害対策本部等にて決定し、区職員が実施しております。

作業時間等は、最も人員が必要な隆慶橋の角落としでは、八人で三十分程度、防水扉は三人で十五分程度となります。

天候の急変による豪雨については、気象情報等で一定の予測ができることから、状況に応じて職員の緊急配備態勢により対応しております。

次に、先月二十二日の大雨対応についてのお尋ねですが、当日は、局地的な雨雲が発達し、短時間でレベル二、大雨注意報からレベル四、大雨危険警報へ移行し、神田川にもレベル四、氾濫危険警報が発表されました。雷雨の中での避難の危険性や、降雨の状況等を総合的に判

断し、比較的、移動に時間が掛かる避難所ではなく、垂直避難による避難の呼び掛けを行ったものです。

なお、水害時の避難に当たっては、避難所だけでなく、近くの頑丈な建物の上層階へ避難するなど、区民自らの判断で最善の安全確保の行動を選択することが重要であることから、日頃からその周知に努めてまいります。

次に、自主避難施設についてのお尋ねですが、水害、土砂災害時の避難所については、区立小・中学校等十三か所を指定しており、警報発令時等に開設し、区民の受入れを行うこととしております。

シビックセンター等を自主避難施設としてあらかじめ定めるには、開設手順、職員配置、受入れ可能人数、避難情報との連動を整理するなど、区民を確実に受け入れる体制を整備する必要があります。

また、事前の区民周知も必要であることから、設置の有無も含め、他自治体の事例も参考に研究してまいります。

次に、視覚障害者のプール利用についての御質問にお答えします。

区では、視覚障害のある方の合理的配慮については重く受け止めており、要望書受領前から日本パラ水泳連盟と協議しております。その中で、専用レーンの設置など視覚障害のある方がより安全にプールを利用できるよう検討を進めてまいりました。

タッピング棒自体を危険とは考えておりませんが、周囲の利用者との間で相互の理解と配慮が必要と認識しております。

昨年十一月にタッピング棒の扱いについて御答弁申し上げた時点においては、使用に当たり明確なルールがございませんでした。

また、視覚障害のある方がプールを安全に利用するために必要なものであり、これまでに事故や特段の御意見はいただいておりません。こうしたことから、利用方法等について協議を進めているところです。

区と指定管理者のこれまでの対応に当たり合理的配慮の認識が不十分なところがあり、後日、代替措置として専用レーンの設置などを提案しております。

指定管理者に対しては、より一層合理的配慮についての認識を共有し、適切な対応を行うよう指導してまいります。

補助用具の使用に関する合理的配慮の在り方については、他自治体の事例等も参考に、引き続き検討してまいります。

また、介助者の利用料金については、障害のある方の施設利用を支援する観点から、一名を減免対象としておりましたが、タッピング棒を使用する場合等の減免対象者の増員についても検討してまいります。

今後も、視覚障害のある方を含む全ての利用者にとって安全で快適な施設となるよう、適切な運営に努めてまいります。

次に、大人の発達特性への支援等に関する御質問にお答えします。

まず、実態把握についてのお尋ねですが、成人の発達障害は症状が多岐にわたるため、一律の調査によって実態等を把握することは困難と考えております。まずは、区民の理解を更に深め、困難を抱える本人や家族等が気付くことができるよう、区ホームページ等による周知啓発の取組を進めてまいります。

なお、障害者手帳を所持している方について、昨年度実施した障害者（児）実態・意向調査では、二百六十三人の発達障害のある方から回答を得ています。

次に、相談体制等についてのお尋ねですが、精神科医による区の精神保健相談では診断名等を集計していないため、大人の発達特性に関する相談件数は把握しておりません。

区では、専門的な窓口や職員の配置はしておりませんが、保健師が丁寧に伺い、必要に応じ、都の発達障害者支援センターを案内してい

ます。都のセンターで発達特性を踏まえた助言を受けた後、地域コーディネーターである区の保健師が引き続き生活上の具体的な支援を行っております。

成人期の発達障害の支援については、個々の特性に応じ異なる悩みの解決に柔軟に対応することが重要であると認識しており、引き続き精神保健福祉士や社会福祉士がいる障害者基幹相談支援センター等の関係部署と連携し、取り組んでまいります。

次に、重層的支援体制整備事業における位置付けについてのお尋ねですが、本事業は、分野や属性ごとの既存の支援だけでは対応が難しい複雑、複合的な課題を包括的に受け止め、関係機関が連携して支援する仕組みとなっております。

そのため、発達特性に関する相談等についても、それぞれのＢＵＮＫＹＯつながる相談窓口において、相談内容を丁寧に把握し、必要に応じて専門的な相談機関等に適切につなげてまいります。

次に、区民の御意見等に関する御質問にお答えします。

まず、庁舎における通話録音についてのお尋ねですが、通話録音データを確認した件数は、先月末までに十五件ございました。

通話録音装置の導入以降、職員に対する高圧的な電話や、無言によるいたずら電話等は減少傾向にあります。

また、他自治体の事例としては、ＡＩ文字起こしについて、導入している自治体が少ないため、課題等も含め、引き続き研究しているところです。

なお、正規職員を配置している本庁以外の施設数は百か所あり、本年四月現在の人数は約千人おりますが、施設規模や設備状況が異なるため、一律に通話録音装置を導入することは難しいと考えております。

次に、不具合施設に関する通報システムについてのお尋ねですが、区では、当初から管理者を区分した情報整理や状況の把握等について、運用上の課題があると考えております。

次に、区民の声についてのお尋ねですが、公開に当たっては、個人的な要望や重複するものなどを除いた上で、一律な基準を適用するのではなく、個別に配慮すべき事項を確認し、判断しております。

また、昨年度は千八百六十件のうち約三分の二が同じ方からいただいたものであり、重複による意見、要望の偏りも踏まえ、公開の可否を判断したところです。

今後、ＡＩを活用したビッグデータや、ブロードリスニングの考え方も踏まえ、公開の在り方についても併せて検討してまいります。

次に、公園の再整備に関する御質問にお答えします。

まず、竹早公園、小石川図書館の一体的整備の検討状況等についてのお尋ねですが、図書館については、蔵書数や資料の再配置、多様な閲覧環境等について、他自治体の事例の調査や分析等を進めております。

公園については、求められる機能や規模等の検討に向け、周辺公園の施設及び利用状況等を調査、分析し、整理しているところです。

テニスコートについては、利用状況を把握しつつ、多目的利用の可能性等について、他自治体の事例の調査や分析等を進めております。

なお、検討期間や公表時期については、引き続き、十分な調査や検証を行う必要があることから、現時点においてお示しすることはできません。

また、ワークショップの再開については、これまで様々な立場の方からいただいた、御意見、御要望を踏まえた課題の検証に加え、建設的に議論が進められるよう、調査、検討を行っていることから、時間を要しております。

次に、基本計画についてのお尋ねですが、令和五年六月の所信表明の中で基本計画の策定を進めていくと申し上げた後、六年一月に基本計画の中間のまとめを策定いたしました。

中間のまとめに対しては様々な御意見、御要望をいただいており、先ほど御答弁申し上げたとおり課題等の整理を進めているところです。

引き続き、区民や利用者等から寄せられた御意見、御要望を踏まえ、検討を進めてまいります。

次に、インクルーシブな公園についてのお尋ねですが、インクルーシブな公園とは、障害の有無、年齢、国籍などにかかわらず、誰もが一緒に遊び、憩い、交流ができる環境が備わった公園と認識しております。

これまで公園再整備において、ブランコや回転遊具等の様々なインクルーシブ遊具を導入するとともに、トイレや園路等の施設についても、誰もが安心して利用できるよう整備を進めてまいりました。

引き続き、様々な事例の調査等を行いながら、インクルーシブな公園づくりに取り組んでまいります。

また、整備後の利用実態及び当時者の声については、公園巡視等の際に確認しており、その後の公園再整備の遊具選定等に反映しております。

なお、礫川公園については、現段階で具体的な計画はございませんが、再整備を行う際は、インクルーシブ等の考え方も含め様々な視点から検討してまいります。

次に、居住支援に関する御質問にお答えします。

まず、子育て家庭についてのお尋ねですが、本区では、文京すまいるプロジェクトを実施し、高齢者、障害者及びひとり親世帯を対象に、住まいの確保に関する取組を推進しております。

本事業の対象については、限られた財源の中で、住宅確保が特に困難な世帯を優先して定めており、現時点で、対象を拡大する考えはございません。

次に、子育て世帯の転出についてのお尋ねですが、都の若年層及び子育て世代を対象とした意識調査においては、住居費の高さを理由に転居を検討する子育て世帯も一定数いらっしゃるとの結果が得られましたが、転出の理由は雇用、住宅事情、生活環境等、様々な要因が複合して生じるものと認識しております。

次に、空家等利活用事業についてのお尋ねですが、本事業の実績については、不動産市場の活発化もあり、転用可能な空家は市場に流通してしまうため、空家自体が他自治体と比較し、少ないことが大きな要因であると考えています。

また、賃貸物件を補助することによる民間市場への影響を避ける必要もあることから、住宅へ対象を広げる予定はございません。

次に、生活保護世帯の住宅扶助についてのお尋ねですが、これまでも、生活保護受給世帯において車椅子の使用など通常より広い居室が必要な場合や、生活状況によって転居が困難と認められる高齢者等に対しては、特別基準の適用可否を判断しております。

区内には、基準内の家賃の物件が一定数存在することから、一律に特別基準を適用する考えはございませんが、周辺区の状況を注視しながら適切に判断してまいります。

なお、昨今の大都市の実態を踏まえ、住宅扶助基準の見直しについて、区長会を通じて国に要望しているところです。

次に、いわゆる終活の支援に関する御質問にお答えします。

まず、支援体制等についてのお尋ねですが、終活には財産や相続、医療、介護、死後事務など多岐にわたる相談が想定され、民間事業者

も含めた対応が必要と考えております。

今後は、高齢化の進展や家族とのつながりの変化等の中で、身寄りのない高齢者等への日常生活支援や権利擁護支援等の重要性が高まっていくものと考えており、国の動向等を注視してきたところです。

引き続き、社会福祉協議会や高齢者等終身サポート事業者、居住支援法人などの関係機関と連携を図りながら、高齢者等が地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実に努めてまいります。

次に、推計人数についてのお尋ねですが、昨年度実施した高齢者等実態調査結果では、「病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はいない」との回答は、約二割でした。調査時の要介護以外の六十五歳以上の被保険者の数に回答割合を乗じた人数は、約六千六百人となりますが、数日間の世話と死後の手続を同列に扱うことはできないと考えております。

次に、文京ユアストーリー事業についてのお尋ねですが、本事業では、社会福祉協議会において、身寄りのない高齢者を対象に、本人の意向に沿って、日常生活から葬儀や死後事務までを支援しており、高い評価を得ていると認識しております。

そのため、国や都の補助金等の財源確保に努めながら、引き続き、事業実施の取組を支援してまいります。

また、直近三年間の実績は、問合せ件数が令和五年度四十六件、六年度七十五件、七年度八十一件となっており、同様に、新規契約者数が九件、三件、五件、各年度末の契約者数が二十九人、三十人、三十三人となっております。

契約に至らなかった主な理由としては、相談者の状況や希望を確認する中で、年齢や生活状況などから、その時点では本事業による支援を本人が必要としないと判断するケースが少なくなかったものと認識しております。

なお、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、本事業の今後の在り方については、社会福祉協議会と協議してまいります。

次に、エンディングノートについてのお尋ねですが、現時点で文京区版を作成する予定はございませんが、引き続き、様々な機会を捉え、エンディングノートについて知り、考える場の提供に努めてまいります。

次に、埋葬についてのお尋ねですが、火葬後の御遺骨は、原則として御遺族により埋葬されますが、引き取り手がない場合、本区においては、委託する民間事業者が一定期間保管した後、区外にある霊園に合葬しております。

なお、区内に合葬埋蔵施設を設置する考えはございませんが、引き続き、区民が最期まで安心して暮らし続けられる支援に取り組んでまいります。

最後に、任期の総括等に関する御質問にお答えします。

まず、現在の任期における所信表明についてのお尋ねですが、提示した基本ビジョン及び七つの政策的課題については、区民の皆様の期待に応えるべく全力で取組を進めてきております。

それぞれの政策的課題等の解決に向け、重点施策事業を始めとする主要事業については、柔軟かつ果敢に取り組むことで全体として着実な成果を挙げることができたと考えております。

一方、国内外の社会情勢の急激な変化に伴い、見直し等が必要と判断した際には、現状を分析し課題整理をしながら、時宜を逸することなく検討を進めてきているところです。

これまでの成果や効果検証を的確に行い、強靭で引き締まった財政運営を進めることで、より質の高い区政運営の実現につながるものと

認識しております。

次に、区長等の育児休業についてのお尋ねですが、本区では、平成二十二年に区長及び副区長の出産、育児及び介護の期間中の公務に関する条例を制定し、十五年余りが経過しましたが、この間、育児休業等に関する法制度も大きく変化しております。

今後、育児中の世代を始め、多様な人材が区長や副区長の職に就くことも想定し、現状に合った制度を整えておくことは意義のあるものと考えております。

また、休暇期間中の給与水準等については、一般職員に対して適用される、育児休業等に係る給付金率等を参考に制度設計することを想定しております。

なお、さすがに育児休業の取得の可能性はございませんが、特別職であっても介護休暇の必要性は現実に感じており、任期のいかんによらず、必要な条例改正案については、準備が整い次第、改めて議会にお諮りいたします。

次に、次期区長選挙についてのお尋ねですが、現在、「文の京」総合戦略の最終年度に当たる来年度予算編成に着手しており、喫緊の課題を含めその解決に資する取組を進めているところです。

これまでも進退について議会の場で意思表示をしたことはなく、いずれ適切な時期に、自らの意向をお示しします。

また、区政の着実な発展に資する人材の育成や体制の確保については、時期にとらわれず不断の努力で取り組むべきことと認識しております。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。

初めに、教育現場におけるカスタマーハラスメント対策についてのお尋ねですが、文部科学省が公表した学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドラインにおいて、対処方法として、録音機能付き留守番電話を導入することが一つの例として記載されていることは認識しております。

小・中学校、幼稚園における通話録音については、電話交換機の更新に合わせて、一部の電話に録音装置を設置しているところです。

通話録音機能の拡充に当たっては、運用方法等の課題を整理する必要があると考えております。

次に、育児休業取得によってきょうだいが退室した児童数についてのお尋ねですが、令和五年度は、一年生が十四名、二年生が五名、三年生が四名であり、子どもの数が二名の家庭が九世帯、三名の家庭が十四世帯です。

令和六年度は一年生が九名、二年生が十名、三年生が一名であり、子どもの数が二名の家庭が八世帯、三名の家庭が十一世帯、四名の家庭が一世帯です。

令和七年度は一年生が七名、二年生が五名、三年生が三名、四年生が一名であり、子どもの数が二名の家庭が六世帯、三名の家庭が十世帯です。

退室後の状況については、アクティに登録している児童は把握しており、令和五年度は七名、令和六年度は十三名、令和七年度は九名となっております。

次に、育成室の果たす役割と、子どもにとって最も善いことについてのお尋ねですが、育成室は、保護者の就労等により放課後に適切な

保護を受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る重要な役割を担っております。

育成室が、単なる安全な預かりにとどまらず、子どもたちが主体性を発揮し、くつろげる生活の場としての居場所を保障し、他学年児との関わりや意見の尊重を通じ、自己肯定感を育める場所であることが子どもにとって最も善いことであると認識しております。

最後に、育児休業取得に伴う育成室の退所ルールの見直しについてのお尋ねですが、乳幼児の育児をしながら、きょうだいの放課後ケアを担う保護者の負担等については、認識しているところです。

教育委員会といたしましては、この度の国の見解や東京都からの通知を受け、保育が必要な児童受入れ枠の確保と運用ルールの見直しについて早急に取り組んでまいります。

今後とも、子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくりと、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境整備に努めてまいります。

〔たかはまなおき議員「議長、十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　十八番たかはまなおき議員。

○たかはまなおき議員　視覚障害者のプール利用について、お答えのない部分がございますので、再質問を求めます。

○議長（市村やすとし）　たかはま議員の再質問を認めます。再質問は登壇して行っていただきます。また、事前に通告した内容を逸脱しない範囲で簡潔明瞭に行ってください。

十八番たかはまなおき議員。

〔たかはまなおき議員登壇〕

○たかはまなおき議員　区長、教育長、細かい数字に至るまで御答弁ありがとうございました。

しかしながら、先ほどの御答弁について、お答えのなかった点が幾つかございました。その中で、視覚障害者のプールの一般利用について、一点だけ改めて伺います。

不十分な対応を繰り返さないために、最も重要な問いでございました。まずはお尋ねするべき理由を、二点、申し上げます。

理由一、区の認識が、一年で正反対になっている。

昨年十一月の本会議において、区長はこう答弁されました。「区と指定管理者が協議の上、他の利用者や障害のある方の安全性を確保するため、個人利用時間におけるタッピング棒の持込みは御遠慮いただくよう、当該団体へ説明したもの」。安全性を理由に断ったという説明でございました。

ところが、本日は、使用すること自体を危険とは考えていないと御答弁されました。一年で、区の認識は正反対になっております。

理由その二、一年間、何も前に進んでいない。

昨年十一月、この議場で、区長は「今後は適切に対応してまいります」と御答弁されました。

私は、すぐに対応されるものとその言葉を信じました。他区での事例のように、タッピング棒を持ち込み、視覚障害のある方が一般利用をできるようになるものと。

けれども、八か月後の本年六月十七日、当事者の方々は、同じ施設で、同じように断られました。七月十四日、もう一度、断られました。私も、この一年、確認を怠りました。そのことは、当事者の方々に申し訳なく思っています。

区長が議場で御答弁された言葉は、なぜ、現場に届かなかったのか。どこで、止まっていたのでしょう。

これは、誰かを責めるための問いではございません。同じことを繰

り返さないために、どうしても必要な問いです。
昨年の答弁にある「適切な対応」とは具体的に何を指し、いつ、どのような方法で実行されたのでしょうか。この質問に対し、御答弁がございませんでした。
何を、いつ、どのような方法で。この三つをお示しください。検討している、協議しているは、何をいつ行ったかという私の問いへの答えにはなりません。
以上でございます。
御清聴ありがとうございました。
〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　ただいま、たかはま議員から再質問がございました。
たかはま議員の御質問については全てお答えしており、答弁漏れはないと認識しております。
先ほど私が答弁申し上げた内容を御確認いただくため再質問されていることと存じますので、該当部分について、もう一度答弁いたします。
次に、視覚障害者のプール利用についての御質問にお答えします。
区では、視覚障害のある方の合理的配慮については重く受け止めており、要望書受領前から日本パラ水泳連盟と協議しております。その中で、専用レーンの設置など視覚障害のある方がより安全にプールを利用できるよう検討を進めてまいりました。
タッピング棒自体を危険とは考えておりませんが、周囲の利用者との間で相互の理解と配慮が必要と認識しております。
昨年十一月にタッピング棒の扱いについて御答弁申し上げた時点においては、使用に当たり明確なルールがございませんでした。
以上が、先ほど申し上げた答弁でございます。
なお、詳細については、各委員会において議論を深めていただきたいと存じます。

○議長（市村やすとし）　以上で本日の日程は終了いたしました。
次の本会議は、九月十七日午後二時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十九分散会